

官報

号
国会会議録

令和七年五月八日

○第二百十七回
会 衆議院会議録 第二十四号

令和七年五月八日(木曜日)

議事日程 第二十二号

令和七年五月八日

午後一時開議

第一 民事裁判情報の活用に関する法律案(内閣提出)

第二 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件
日程第一 民事裁判情報の活用に関する法律案(内閣提出)
日程第二 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
環境影響評価法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

日程第一 民事裁判情報の活用に関する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、民事裁判情報の活用に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長西村智奈美君。

民事裁判情報の活用に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(西村智奈美君登壇)

○西村智奈美君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用の促進を図るため、国の責務及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う

法人の指定に関する制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月二十二日本委員会に付託され、翌二十三日鈴木法務大臣から趣旨の説明を聴取し、二十五日、質疑を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

(額賀福志郎君)

○議長(額賀福志郎君) 日程第二、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長藤丸敏君。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(藤丸敏君登壇)

○藤丸敏君 たいだいま議題となりました労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、個人事業者を労働安全衛生法に位置づけ、労働者のみならず個人事業者等による労働災害を防止するための規定を設けること、

第二に、労働者数五十人未満の事業場におけるストレスチェックの実施を義務とすること、

第三に、化学物質の危険性及び有害性情報の通知義務違反に罰則を設けること、

第四に、産業機械の検査体制を見直し、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大すること、

第五に、高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とすること等であります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月二十二日本委員会に付託され、翌二十三日福岡厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取し、二十五日から質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

環境影響評価法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(額賀福志郎君) この際、内閣提出、環境影響評価法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。環境大臣浅尾慶一郎君。

(國務大臣浅尾慶一郎君登壇)

○國務大臣浅尾慶一郎君) ただ今議題となりました環境影響評価法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

環境影響評価法については、施行から四半世紀以上が経過し、環境影響評価の適用実績が着実に積み重ねられてきているところですが、今般、前回の改正法の施行から十年が経過したことから、同法の附則に定める施行状況の検討を行ったところ、次のような二つの課題が明らかになったところであります。

一点目は、今後、既存の工作物の建替えを行う環境影響評価の対象事業の割合が増加していくことが予想されているところ、現行法には、事業の位置や規模が大きく変わらない建替えに対する規定がなく、新規事業と同様に、事業位置や周辺環境の調査を事業者に課していることであります。

環境影響評価法の一部を改正する法律案についての浅尾環境大臣の趣旨説明 環境影響評価法の一部を改正する法律案の趣旨

二点目は、過去の環境影響評価により得られた情報は、後続事業者による効果的な環境影響評価の実施等に資するものであるところ、現行法では環境影響評価に係る書類の公表がおおむね一か月程度に限られており、これらの情報を十分に活用できないことであります。

本法律案は、このような背景を踏まえ、工作物の建替えに関する環境影響評価手続の見直しを図るとともに、環境影響評価手続において作成された書類に含まれる環境情報の活用を進めるものであります。

次に、本法律案の内容の概要について、主に二点御説明申し上げます。

第一に、工作物の建替えに関する事業、具体的には、既存の工作物を除去又はその使用を廃止し、同種の工作物を同一又は近接した区域に新設する事業については、配慮書の記載事項のうち事業実施想定区域の選定に係る調査、予測及び評価に関するものに代えて、既存の工作物による環境影響に関する調査結果を踏まえ、環境の保全のための配慮の内容を明らかにするものとします。これにより、適正な環境配慮を維持しつつ、事業の特性を踏まえた効果的、効率的な環境影響評価手続を実施することが可能となります。

第二に、環境影響評価手続において作成される書類について、現行法の規定による公表の期間後においても、これらの書類を作成した事業者等の同意を得た上で、環境大臣が公開できるものとします。これにより、後続事業者による効果的な環境影響評価の実施や、事業の透明性の向上による地域の理解醸成に貢献します。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

環境影響評価法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

閣提出の趣旨説明に対する質疑

○議長(額賀福志郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。川原田英世君。

(川原田英世君登壇)

○川原田英世君) 立憲民主党の川原田英世です。ただいま議題となりました環境影響評価法の一部を改正する法律案について、会派を代表し、質問いたします。(拍手)

国内では、再生可能エネルギーの設備を中心に、環境影響評価法の対象となる建て替え事業の増加が見込まれます。本改正案は、そうした建て替え事業についての手続の合理化など一定評価できる点もありますが、幾つか問題点もありますので、現状における課題等を踏まえて、以下、全て環境大臣に質問いたします。

まず、環境影響評価制度の事業規模要件について伺います。

国内において、例えば再生可能エネルギー事業を進めていく上で、適正な環境配慮と地域の合意形成が十分に図られていない事例が散見されます。

生物多様性豊かな釧路湿原周辺において建設が相次いでいる太陽光発電事業については、そのほとんどが環境影響評価法と北海道環境影響評価条例の対象外の事業規模となることから、事前に市

民が計画について知ることもなく工事が実施され、自然が損なわれて初めて事業の実態を知ることとなっています。

環境省や国交省も構成メンバーである釧路湿原自然再生協議会は、複数の事業区域が近接しているケースは相乗的に大きな影響が生じる可能性があるとし、個々の事業規模だけでなく、近接する複数の事業による累積的な影響への対応を提言しています。

このように、近接する複数の事業区を一体として捉え、累積的な環境影響を適切に評価する必要性についてどのように考えているのか、大臣の理解を伺います。また、地域住民などの懸念が事業者や自治体に共有され、実効性のある対策が講じられるようにする必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、事業の工事中において、環境アセスメント時に分からなかった環境状況が判明した場合の対応について伺います。

沖縄県の辺野古基地建設の埋立工事で、計画時には分からなかったとされる軟弱地盤があることが判明し、工事の規模と内容が大きく変わり、工期、予算が当初計画と比べ実質約三倍となるなど大きく変更されましたが、住民への説明や地域の意見を聞く場は設けられず、強引に進められていると指摘されています。

このような、当初の環境アセスメント時には分からなかった状況が工事中に判明した場合で、極めて重大な場合には、再度手続をやり直すことも含め、何らかの手続を踏む必要があるのではないかと考えますが、大臣の見解を伺います。

次に、工事が終了し、事業実施後に環境アセスメントでは想定していなかった環境への影響が生じた場合の対応について伺います。

北海道幌延町では、風力発電施設の稼働後、国の天然記念物であるオオワシなどが複数回バードストライクで死傷する事態が発生しました。環境アセスメントでは影響が小さいと報告されていましたが、実際には想定の上の被害が確認され、風車の稼働が一時停止するなど、実態との乖離が明らかになりました。

環境アセス段階で影響は小さいとされた被害が事業実施後に重大な影響を現にもたらした場合に、現行法ではどのように対応することになっているのか、大臣の見解を伺います。

また、発電所の環境アセスの場合、電気事業法の特例により、環境大臣への報告書の送付は義務づけられていないため、事業実施後に何らかの重大な影響が生じて、環境大臣には報告書に対して意見を述べる機会が与えられていません。報告書が送付されるための制度上の仕組みを早期に構築し、意見を述べることでできる仕組みが必要と考えますが、大臣の見解を伺います。

次に、本改正案における建て替え事業に関わる手続について伺います。

国内の風力発電については、一九八一年に国内初の大型風車の開発が始まってから四十年以上が経過した今、風力発電施設の建て替えや解体が予想されます。このことから、本改正案では、古くなった発電所や設備を建て替える際、手続を合理的に進められる仕組みが取り入れられている点は一定評価いたします。

一方で、技術の進歩によって設備の大型化や大規模化が進んでおり、建て替えであっても環境への影響を考慮し、一定の基準を設けた上で事業者が環境配慮を求める必要があると考えます。さらには、建て替えの際の資材の運搬や置場のために、新たに自然環境に手を加えることの影響もしつかり考えることが大切だと考えます。

そこで、建て替えにおいて考慮すべき周辺環境の範囲をどのように考えているのか、大臣の見解を伺います。また、設備の大規模化、大型化によって環境影響が拡大するような場合は、どのように環境への配慮を環境大臣意見などで求めるのか、大臣の見解を求めます。

次に、施設の建て替えにおける環境保全のための配慮の内容について伺います。

風力発電施設の稼働時に、基準を超えた騒音や景観に影響を及ぼしている場合などには、建て替え事業においてその問題をどう改善するか、建て替えによって環境への影響が回避若しくは低減されるのかの調査と、その評価が必要になると考えられます。

そこで、施設の建て替えに際して、過去に生じていた環境への影響をどの程度改善する必要があるのか、そして、改善の基準を誰がどのように作成するのかについて、大臣の認識を伺います。さらには、内容が適切かどうか、どの指標で判断するのか、どのように判断する主体を設けるのか、大臣に見解を伺います。

次に、環境影響評価図書の公開について伺います。

環境影響評価図書とは、環境影響評価法に基づ

く手続として、事業者が作成し縦覧、公表する配慮書、方法書、準備書、評価書及び報告書等の書類の総称で、アセス図書ともいいます。現行法では、それぞれの段階において、一か月の縦覧、公表期間が終了した後、原則として閲覧することができません。本改正案では、事業者の同意を得た上で、環境大臣がアセス図書を公開することができるとし、その点は一定評価します。

アセス図書の手続や細かな基準は、法律や条例、告示により定められています。提出されたアセス図書がそれらの基準に合っているかどうかを確認する主体は、環境大臣や主務大臣並びに都道府県知事や政令市の市長などとなっていますが、アセス図書に求められる基準や提出すべき資料、データはどのように決められているのか、伺います。

また、事業者が提出したアセス図書について、必要なデータが十分にそろっていない、あるいは記載内容が形式的で実質を伴っていないなどといった問題が生じる場合、提出されたアセス図書が基準に適合しているかを誰がどのような基準で審査しているのか、そして、審査における判断の透明性をどう確保しているのか、大臣に伺います。

また、アセス図書の公開において、事業者が一部のデータなどを公開しない場合や虚偽記載があった場合、環境影響評価法あるいは条例で、政府や地方公共団体はどのような対応を取ることになっているのか、伺います。

そして、公開資料の透明性について、例えば、長野県のトンネル建設計画における意見書の黒塗

りや、東京都の焼却施設計画における図面の黒塗りが報告されていますが、こうした資料の不透明な公開についてどのように考えているのか、見解を伺います。

さらには、アセス図書の公開期間については、少なくとも、該当する施設が稼働している期間中の公開が望ましいと考えますが、大臣の考えを伺います。

次に、環境影響評価図書の活用について伺います。

環境影響評価図書には、環境影響や生物調査に関する貴重なデータが含まれており、事業の実施以外にも、研究促進や技術向上に活用することが期待されています。また、継続的に公開されることにより、事業者が他事業者の環境保全措置等を参考にできるなど、情報共有を図ることができ

ます。環境省においては、環境影響評価図書に含まれる貴重なデータを収集するだけでなく、累積的影響評価の実施などを含む将来の利用に供するための環境データとして集積を行い、例えば、環境アセスメントデータベース、EADASに情報を反映するなど、検索、抽出できるシステムを構築することも可能になると考えますが、今後のデータの活用方針や具体的な取組についてどのように考えているのか、大臣に伺います。

最後に、戦略的環境アセスメントの導入について伺います。

一九九七年に法制化され、二〇一一年に法改正された我が国の環境影響評価法は、評価の対象を事業単位であることを前提としているため、国や

自治体などの複数の事業に関係するような計画や、事業に先立つ上位計画や政策などの段階は、評価対象とされていません。

諸外国では、政策などの立案主体が環境影響を予測、評価し、その結果を政策等の意思決定に反映させる戦略的環境アセスメントの導入が進んでいます。

そこで、まず、二〇二一年の第百七十七回国会における附帯決議でも、戦略的環境アセスメントの制度化に向けた検討が政府に求められています。が、この附帯決議に対して、これまでどのように取り組んできたのか、伺います。

そして、事業実施段階の環境アセスではなく、国や自治体などが、事業に先立つ上位計画の立案段階や、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある道路、河川やダム、鉄道、発電所、廃棄物処理施設、広域複合開発などの計画等を立案する段階での戦略的環境アセスメント導入について、その必要性の有無も含め、政府はどのような認識を持ち、どのように取組を進めようとしているのか、お答えください。

以上、現段階における各課題、そして本改正において見えてきた課題、さらには今後における課題について質問をさせていただきました。

立憲民主党は、多様な生態系や自然環境との調和を図りつつ、地域ごとの特性を生かした自然再生可能エネルギーを基本とする分散型エネルギー社会を構築し、持続可能な社会を目指します。そのため、今後も現場の声を丁寧に拾い上げ、制度改革に全力を尽くすことをお誓いし、私の質疑を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣浅尾慶一郎君登壇)

○国務大臣(浅尾慶一郎君) 川原田議員から、九問の質問をいただきました。

まず、環境影響評価法や条例の対象にならない事業が累積することによる環境影響評価の必要性及び当該事業に係る地域住民への懸念への対応についてお尋ねがありました。

再エネを始めとする開発事業が、森林法など個別の土地利用を規制する法律に従って適切に行われることを前提として、我が国の環境影響評価制度は、開発規模の大小により法律と条例で対象を分け、国と自治体が一体となって事業における環境配慮を確保する仕組みとなっています。

その上で、政府としては、環境影響評価法に基づく環境大臣意見において、必要に応じて、事業者に対し、累積的な環境影響について適切に調査、予測、評価を実施の上、必要な環境保全措置を講ずるよう求めています。

また、環境影響評価法の対象にならない規模の事業も含め、各事業において、地域全体の環境に配慮し、累積的な環境影響を把握した上で、回避、低減を図っていくことは重要であると考えており、累積的な環境影響評価に係る技術的な考え方等について検討を進めてまいります。

加えて、近年の再エネ導入拡大に伴う地域の懸念等を踏まえ、例えば、再エネ特措法において、認定に当たって説明会等の実施を求めるなど、事業者が地域住民への適切な情報提供を行い、地域の懸念に対応するための措置等を講じてきているものと承知しています。

次に、事業者手後の環境影響評価手続のやり直

しについてお尋ねがありました。

環境影響評価法は、事業の実施前に、事業者自らが環境影響に関する調査、予測、評価を行うことで、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく手続を定めたものであるため、事業者手後の事業内容の変更については、同法に基づく手続の対象とはなっていないところです。

同法においては、事業者は、環境への影響の重大性に応じ、事業の実施による環境の状況等を把握するための調査の必要性を検討するとともに、調査の結果を踏まえ、環境の保全についての適正な配慮をすることを求めている。事業者手後についても、事業者において適切な環境配慮が行われるものと考えています。

次に、運転開始後に生じた環境影響への対応及び発電事業に係る報告書に対する大臣意見についてのお尋ねがありました。

まず、御指摘の事業については、平成二十九年六月に、環境影響評価法に基づき、設置基数及び配置の見直しや、必要に応じて、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること等を求める環境大臣意見を述べており、今般の稼働停止措置等の事業者の対応は大臣意見を踏まえたものであります。

このように、事業実施後に重大な影響が懸念される事業については、環境保全の見地から大臣意見を述べ、当該意見を踏まえ、事業者が責任を持って対策を検討、実施することとなります。

また、環境影響評価法では、事業者は、事業者手後においても、環境への影響の重大性に応じ、調査の必要性を検討するとともに、調査結果を踏

まえ、環境保全についての適正な配慮をしていくものとされており、こうした対応を通じ、適切な環境保全がなされるものと考えています。

発電所事業に係る報告書については、電気事業法の特例により、環境大臣が意見を述べることでできる旨の規定等は適用除外とされているところであり、これは、電気事業法において、発電所事業が環境影響評価法に従っていることが工事計画の要件となっており、同法により、環境影響評価法に従って発電所事業が実施されていることが担保されていることを踏まえたものであり、引き続き、本制度を着実に運用していくことが適切であると考えています。

次に、建て替えにおいて考慮すべき周辺環境の範囲や、設備が大型化する際の環境配慮の考え方についてお尋ねがありました。

現行制度においても、事業の目的を達成するために行われる附帯的な工事や工作物の設置についても環境影響評価の対象としており、建て替え事業の実施に当たっても同様に、付随して整備される道路や資材置場等を含めて、事業者において適切に環境影響評価を実施することとなります。

また、設備の大型化によって環境影響が拡大する場合、事業者において、これを可能な限り回避、低減するための環境配慮の内容が示されることが必要であり、事業者による環境配慮の内容が不十分であると判断される場合には、事業者が作成した配慮書に対し、事業計画の見直しを求めるなどの環境大臣の意見を述べることとなります。

次に、建て替えの場合における環境影響の改善に関する基準等についてお尋ねがありました。

環境影響評価法では、一定の目標値を設定し、それを満たすかどうかの観点からの目標クリア型ではなく、実行可能なよりよい対策を講じているかどうかの検討などを行うことにより、環境影響を可能な限り回避、低減するといったベスト追求型の環境影響評価を行うことを基本的な考え方としています。

このため、環境影響をどの程度回避、低減すればよいかという観点ではなく、環境影響をできる限り回避、低減しているかといった観点から事業者が評価を行うことが重要であり、環境大臣や主務大臣についても、同様の観点から審査を行い、必要に応じて、環境保全の見地から意見を述べていくものと考えています。

次に、環境影響評価書の記載内容や審査の基準等についてお尋ねがありました。

事業者が適切に環境影響評価の項目や当該項目に係る調査、予測及び評価の手法等を選定し、環境保全措置について検討できるよう、環境影響評価図書で記載すべき事項及び環境影響評価を行う際の留意事項等について、環境影響評価法及び下位法令において定められており、事業者は、これらの規則にのっとり、環境影響評価を実施することとなります。

また、審査については、環境影響をできる限り回避、低減していたかといった観点から環境大臣等が行い、データが不十分な場合や記載内容に問題がある場合には、環境保全の見地から意見を述べていく中で、その旨を指摘することになります。

さらに、審査に当たっては、環境省では、必要

に応じて、各分野の専門家に對してヒアリングを実施するとともに、環境大臣意見を述べる際には、当該意見を公表することにより、透明性を確保しております。

次に、環境影響評価図書の公開に関して、その内容及び運用についてお尋ねがありました。

環境影響評価法においては、事業者が公表する環境影響評価図書の内容については、事業者による調査、予測、評価の内容が不十分な場合、事実と異なると判断される場合、科学的妥当性の確認が必要な場合には、例えば追加的な調査の実施を求めるなど、環境保全の見地から大臣意見を述べることとなります。

なお、個別の条例については、適切な環境配慮の確保の観点から、各自自治体において必要な対応がなされるものと認識をしております。

また、情報公開については、関係法令に基づき適切に行われるものと考えており、環境影響評価図書の公表に当たっては、希少動植物の生息、生育地等の一定の配慮が必要な情報を除き、環境影響評価図書で記載が定められている事項は全て公表されるものと理解しております。

さらに、今回の法改正で環境大臣が公開する環境影響評価図書は、環境影響評価手続において既に事業者により公告縦覧又は公表されたものであるため、黒塗り等により一部のみを公開するような事例は想定されないものと考えています。

環境影響評価図書の公開期間については、今後、政令で定めていくこととなりますが、同図書に含まれる環境情報が有用性を持つと考える期間等も念頭に、関係者の意見も伺いながら、適切な

期間を定めてまいります。

次に、環境影響評価図書に含まれるデータの活用や具体的な取組についてお尋ねがありました。

環境影響評価図書に含まれる情報に関しては、

希少な動植物の生息、生育地のような機微な情報も含まれていること、事業によって、調査手法や調査時期等が異なり、データの粒度や精度等が異なっていること、事業者自らが取得した情報も含まれており、事業者が保有する知的財産権の侵害やデータ提供による不利益が生じるか否か等について慎重に検討する必要があること等に留意する必要がありますが、御指摘のとおり、環境影響評価手続で得られた環境データを適切な形で、より利便性の高い形式で活用できるようにしていくことは、環境保全の観点から重要であると認識しています。

引き続き、今後も、後続事業者によるより効果的な環境影響評価の実施、累積的な環境影響評価への活用、事業に対する地域やステークホルダーへの理解醸成に資するよう、環境アセスメントデータベース等の情報システムにおける活用等を通じて、環境影響評価図書を効果的に活用してまいります。

最後に、戦略的環境影響評価に係る取組状況や政府の認識についてお尋ねがありました。

戦略的環境影響評価については、早期段階の効果的な環境配慮の確保や地域における適切なコミュニケーションの推進等を図る観点から、地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が協議会等における合意形成を図りながら、地域と共生し、環境配慮が確保された再エネの導入を図る促進区域

の設定等を行う制度の導入や、洋上風力発電設備の整備に係る区域の指定に先立ち、環境大臣が海洋環境調査を実施することにより、計画段階での環境配慮を可能とする仕組みを盛り込んだ再エネ海域利用法の改正案の今国会への提出などの取組を進めています。

本法律案の検討に際して中央環境審議会からいただいた答申でも、これらの取組は戦略的環境影響評価の趣旨に資するものであるとされており、引き続き、こうした取組に加え、更なる知見の収集等に努めてまいります。

なお、道路等の国土交通省が計画する公共事業については、構想段階における計画策定のプロセスに関する国土交通省が定めたガイドラインに基づき、住民参画の下、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討を行い、計画が作成されていると承知をしております。（拍手）

○議長(額賀福志郎君) 仙田晃宏君。

(仙田晃宏君登壇)

○仙田晃宏君 国民民主党・無所属クラブの仙田晃宏です。（拍手）

昨年十月の第五十回衆議院選挙にて初当選させていただきました。本日、初めて登壇の機会をいただきました。ありがとうございます。

衆議院議員になって迎える初のゴールデンウィークは、国政報告や後援会の立ち上げ、駅頭での挨拶や街頭演説、地元のお祭りや例大祭等への出席を通じ、地元の皆様のお声を聞いてまいりました。皆様からお声をいただく大半は、トランプ関税と物価高の二点です。

トランプ関税について、日本時間の五月二日にアメリカと交渉されたと同っております。国民民主党は、関税の引下げの交渉材料に農産物をしないよう提言させていただいておりますが、現在の交渉状況及び今後の妥結点や着地見込み、見通しについて、赤澤経済再生担当大臣にお伺いいたします。

次に、物価高についてお伺いいたします。

国民の皆様のお声は、お米とガソリン価格の高騰です。お米について、備蓄米を放出しているにもかかわらず、五キロ四千二百円程度と価格が下がっておりません。また、ガソリンについては、暫定税率廃止ではなく、補助金を活用し、一リットル当たり十円下げると表明されております。ゴールデンウィークもガソリン代が高いから近場で済まそうと、せっかくお出かけを楽しみにしている長期休暇ですら国民の皆様は我慢している状況です。働き控えに続き、お出かけ控えをしているこの状況を政府はどう考えでしょうか。

昨年十二月十一日に、自民党と公明党、国民民主党の三党の幹事長間で、ガソリンの暫定税率の廃止に関する合意書を締結したはずですが、その存在はどこに行ってしまったのでしょうか。国民民主党の主張は、取って配るなら最初から取るのです。一リットル当たり十円を引き下げるのではなく、一日も早く暫定税率の廃止を強く求めます。

武藤経済産業大臣にお伺いいたします。ガソリン価格を十円引下げにした根拠、何でしょうか。なぜ十円なのでしょう。また、暫定税率の廃止はいつ実現していただけるのでしょうか。

明確な答弁を求め、本題である環境影響評価法

の一部を改正する法律案について、会派を代表し、質問いたします。

まず初めに、エネルギー政策についてお伺いいたします。

二〇二三年度の我が国における発電方式の割合は、火力発電が約六八・六％、再生可能エネルギーが約二二・九％、原子力発電は約八・五％を占めております。これに対し、資源エネルギー庁は、二〇四〇年度の電源構成について、再生可能エネルギーで四割から五割程度、原子力で二割程度、火力発電で三割から四割程度を見込んでおります。二〇四〇年度に向けたエネルギー基本計画は順調でしょうか。また、進捗状況について、武藤経済産業大臣にお伺いいたします。

また、こうした目標に向け、本法律案が再生可能エネルギーの導入加速に資するものとお考えでしょうか。浅尾環境大臣の見解をお伺いいたします。

次に、事業者負担の軽減についてお伺いいたします。

本法律案は、建て替え後の事業の位置が大きく変わらなことを前提に、配慮手続について記載事項の一部を簡略化するものでございます。環境配慮を確保しつつ、制度について合理化を図っていくことは必要であり、こうした取組は、再エネ施設や火力発電所のリプレースの促進につながり、脱炭素や経済活性化にも資するものと考えられます。

ただ、本法律案による見直しは配慮書の内容に限定されており、配慮書の作成を含めた一連の手続は現行のまま維持されることから、発電所の建

て替えに係るリードタイム短縮への効果は限定的ではないかと考えております。そこで、本法律案における措置で事業者負担の軽減策は十分とお考えなのか、浅尾環境大臣の見解をお伺いいたします。

次に、事業者に応じた政府の対応についてお伺いいたします。

自然環境への配慮に係る対応は、開発事業者によつて大きな差があるのが現状であります。環境保護団体の調査では、稼働中の風力発電、アセスメント手続中の風力発電のいずれにおいても、バランスよく環境への配慮を行っている企業がある一方で、顕著に自然環境への配慮を欠いている企業の実態を踏まえ、環境への配慮を欠く企業に対しては厳正に対処する必要があると考えます。そのような企業に対し、何らかのペナルティーを科すべきと考えますが、浅尾環境大臣の見解をお伺いいたします。

次に、法対象になる前に設置された風力発電への対応についてです。

環境影響評価手続件数が最も多いのが風力発電事業であり、同事業は二〇一二年から環境影響評価法の対象とされております。風力発電の耐用年数は二十年程度とされていることから、今回の改正法施行後、対象となるのは、当面の間、二〇一二年以前に設置された設備の建て替え事業が中心となります。そのため、法に基づく環境影響評価の手続を経ない可能性があり、適切な立地検討や環境影響の調査がなされていないおそれもあります。それにもかかわらず、本法律案では、建

て替え事業の要件を満たす場合、事業実施区域の概況調査などを省略できるとされており、適切な環境配慮がなされているかどうか、懸念が残ります。

そこで、風力発電が環境影響評価法の対象となる前に設置された設備の建て替え事業に関しても、建て替え事業の要件を満たす場合に配慮書の記載事項を簡略化することの妥当性について、浅尾環境大臣にお伺いいたします。

次に、陸上風力のアセス対象の基準についてお伺いいたします。

現行の環境影響評価法では、事業規模が大きいが一般的に環境への影響も大きいとの考えから、一定規模以上の開発事業を対象として環境アセスメントを求めています。二〇二一年十月、環境省は、陸上風力の第一種事業の対象を一万キロワット以上から五万キロワット以上へ引き上げました。

しかしながら、陸上風力発電の環境影響は、単に風車の数や大きさのみならず、立地などのほかの要素も大きく影響いたします。風力発電については、例えば住宅地に隣接していたり希少な野鳥の生息地に近い場合など、小規模な事業であっても環境への影響が大きくなることがあります。

また、環境影響評価の対象とならない小規模な事業であっても、複数の事業が一定地域に集中して事業を行うことで、結果として大規模な開発となり、累積的な環境影響を及ぼす可能性があるのではないのでしょうか。こうした場合における政府の対応について、浅尾環境大臣の見解をお伺いいたします。

次に、火力発電のリブレース事業における環境負荷についてお伺いいたします。

火力発電は高効率化が進んでいて、リブレースにより出力が大きくなることも考えられ、政令の内容次第では本法律案における建て替えの対象にならない可能性があります。

国として二〇五〇年カーボンニュートラルという大きな目標を掲げ、温室効果ガスの排出削減に向けて取り組む中においては、環境負荷が増えないことがリブレースの前提になるべきと考ええるべきではないでしょうか。そのためには、容量出力、規模ベースではなく、CO₂、NO_xなど、環境負荷が増えていかどうかで判断すべきではないでしょうか。浅尾環境大臣にお伺いいたします。

次に、アクセス図書の継続公開についてお伺いいたします。

本法律案により、アクセス手続に関する文書であるアクセス図書を環境大臣が継続的に公開することになります。せっかく作成した環境影響に係る資料であり、周辺の複数事業による累積的な環境影響を把握するためにも、是非とも有効に活用すべきものと思います。

一方で、図書を公開した事業者に事後的に過度な負担等、例えば第三者からの頻繁な問合せへの対応などが生じることのないように、制度化に当たった運用方法等についても丁寧に検討していただきたかと思いますが、浅尾環境大臣の見解をお伺いいたします。

次に、国におけるアクセス図書の活用方針についてお伺いいたします。

環境影響評価図書には環境影響や生物調査に係

る貴重なデータが含まれており、事業の実施以外にも研究促進や技術向上に活用することが期待できます。

そこで、図書の情報を公開するにとどまらず、将来のアクセスメント手続への利用や手続の効率化等を念頭に、例えば、デジタル情報として整備する、環境分野におけるオープンデータベースにアクセス図書から得られる情報を反映させるなど、積極的に活用していくことについて、浅尾環境大臣にお伺いいたします。

次に、本法律案の原子力リブレースについてお伺いいたします。

本法律案における建て替え事業は原子力発電所も対象になり得ると考えられますが、原子力発電所に関するリブレースの定義についてお伺いいたしたく存じます。増設という定義になってしまくとゼロから立ち上げていかないといけない、手続の効率化が図れないと思いますが、浅尾環境大臣の見解をお伺いいたします。

最後に、現行の環境アクセスメント制度の課題についてお伺いいたします。

環境アクセスメント制度は、事業者の自主性を尊重しつつ、一定の基準を押しつけるのではなく、事業者自身によるよりよい環境に向けた取組を促進する環境政策上の重要なツールであると考えております。この制度が、今後とも、より効率的、効果的なものとなるよう改善していくべきと考えますが、環境省の考える改正事項に含まれなかった現行制度の課題と今後の対応方針について、浅尾環境大臣にお伺いいたします。

国民民主党は、国民生活に現実的に向き合う改

革中道政党です。政府が策定した第七次エネルギー基本計画に対し、エネルギーの安全保障、電力の安定供給の確保及び地球温暖化対策のための施策を盛り込むよう求めました。これらの政策の実現のため、本法律案が重要な推進力となることを期待し、私の質問を終わらせていただきます。

お尋ねの今後の見直しなどについては、予断を持ってお答えすることは差し控えますが、今回の協議結果も踏まえつつ、引き続き、政府一丸となって最優先かつ全力で取り組んでまいります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(拍手)

〔国務大臣赤澤亮正君登壇〕

〔国務大臣武藤容治君登壇〕

○国務大臣(赤澤亮正君) 仙田議員から、米国の関税措置に関する日米協議について、一問お尋ねがありました。

○国務大臣(武藤容治君) 仙田晃宏議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現地時間一日十六時四十分から約百三十分間、ベッセント財務長官、ラトニック商務長官及びグリア通商代表との間で、米国の関税措置に関する日米協議を実施しました。四月十六日に続き二回目の協議でしたが、今回は非常に突っ込んだ話ができました。

ガソリン価格についてお尋ねがありました。政府としては、物価高で苦しい生活を送る国民の現状に一刻も早く対応する必要があると考えています。このため、暫定税率の扱いについて結論を得て実施するまでの間、ガソリン等の定額の価格引下げ措置を実施することとしました。

現地時間一日十六時四十分から約百三十分間、ベッセント財務長官、ラトニック商務長官及びグリア通商代表との間で、米国の関税措置に関する日米協議を実施しました。四月十六日に続き二回目の協議でしたが、今回は非常に突っ込んだ話ができました。

暫定税率の扱いにつきましては、現在、安定的な財源確保などの諸課題の解決策や具体的な実施方法等について、政党間において真摯に協議がなされているものと承知しております。政府としては、協議の結果を踏まえた上で適切に対応してまいります。

その上で、可能な限り早期に日米双方にとって利益となるような合意を実現できるよう、率直かつ建設的な議論を行い、前進をすることができました。詳細は差し控えますが、例えば、両国間での貿易の拡大、非関税措置、経済安全保障面での協力等について、具体的な議論を深めることができました。米国側との間で、今後、事務レベルで集中的に協議を行った上で、次回の閣僚間の協議を、五月中旬以降、集中的に実施すべく日程調整していくことで一致をし、現地時間の二日には事務レベルの協議を実施しました。

次に、ガソリン等の定額の価格引下げ措置などについてお尋ねがありました。

定額の価格引下げ措置につきましては、現在のガソリン価格がリッター当たり百八十五円程度であるところ、これに十円の補助を行った場合、百七十五円程度の水準まで引き下がることになること、足下の物価高に一刻も早く対応するには、すぐに使える基金を活用して速やかに負担軽減を図る必要があること、また、国際的な脱炭素の流れ等も踏まえる必要もあることなどを総合的に勘案しまして、十円の定額補助としております。

定額の価格引下げ措置につきましては、現在のガソリン価格がリッター当たり百八十五円程度であるところ、これに十円の補助を行った場合、百七十五円程度の水準まで引き下がることになること、足下の物価高に一刻も早く対応するには、すぐに使える基金を活用して速やかに負担軽減を図る必要があること、また、国際的な脱炭素の流れ等も踏まえる必要もあることなどを総合的に勘案しまして、十円の定額補助としております。

また、ガソリンのいわゆる暫定税率の扱いにつきましては、繰り返しになりますが、安定的な財源確保などの諸課題の解決策や具体的な実施方法等について、政党間において真摯に協議がなされているものと承知しております。このため、現時点で暫定税率の廃止時期について確たることは申し上げられないと考えております。

次に、二〇四〇年度の電源構成に向けた進捗についてお尋ねがありました。

二〇四〇年度のエネルギーミックスは、温室効果ガス七三％削減という野心的な目標を前提に、将来からバックキャストしたエネルギー需給の姿を示したものです。

二〇四〇年度の電源構成の見通しと、足下の二〇三三年度の実績について申し上げます。再エネは四割から五割程度の見通しに対して足下の実績は二三％、原子力は二割程度の見通しに対して足下の実績は九％、火力は三から四割程度の見通しに対して足下の実績は六九％となっています。

足下の実績で脱炭素電源の比率が三割を超えるなどの進捗が見られる一方で、二〇四〇年に向けてはまだ道半ばの状況であります。引き続き、二〇四〇年に向けて全力で取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣浅尾慶一郎君登壇)

○国務大臣 浅尾慶一郎君 仙田議員から、本法律案と二〇四〇年度の電源構成との関係についてお尋ねがありました。

今般の環境影響評価法の改正により講じる措置は、事業の位置や規模が大きく変わらない工作物の建て替え事業に係る環境影響評価手続につい

て、環境配慮は維持しつつ、一部の調査を不要とするなど適正化を図るものです。

このような措置を通じて、適切な環境配慮が確保された地域共生型の再エネの導入が促進されること等により、二〇四〇年度の電源構成の実現に資するものと考えています。

次に、環境影響評価手続における事業者負担の軽減についてお尋ねがありました。

本法律案では、建て替え事業に係る配慮手続を見直しておりますが、これに加えて、既設の発電所の稼働中に実施した調査結果等を効果的に活用すること等により、配慮書手続以外の手続についても環境影響評価の評価項目の絞り込み等を図ることが制度運用上可能であると考えています。

今後、建て替え事業の事業特性を考慮した評価項目の絞り込み等に係る技術的な考え方の整理など、更なる効果的、効率的な環境影響評価を実現するための取組を進めてまいりたいと考えています。

次に、環境への配慮が不十分な事業者への対応についてお尋ねがありました。

環境影響評価法では、事業者が行う環境影響評価に対し、環境大臣が環境保全の見地から意見を述べる機会を確保しています。

事業者による調査や環境保全措置等が不十分であると判断される場合については、環境大臣から追加的な調査の実施や事業計画の見直しも含めた意見を述べ、免許等の実施権者は環境大臣意見を勘案した意見を述べた上で、この意見を踏まえた最終的な環境影響評価の結果を免許等の審査に反映させることで、適正な環境配慮を確保してい

ます。

また、環境大臣意見では、事業活動によって重大な環境影響の懸念が生じた場合における環境保全措置についても必要に応じ求めてまいります。これにより、稼働中の風力発電事業についても、事業者が適切な環境保全措置を講ずるよう促してまいります。

次に、環境影響評価を実施していない風力発電事業の建て替えを本法律案の手続の見直しの対象とすることの妥当性についてお尋ねがありました。

既設工作物と位置や規模が大きく変わらない工作物を新設する建て替えの事業については、過去に環境影響評価を実施しているかどうかにかかわらず、既存事業が現に環境に及ぼしている影響に関する調査結果を活用することで、より効果的、効率的に環境配慮をすることが可能であることから、本法律案による手続の見直しの対象としています。

仮に、既存事業の環境影響を調査した結果、現に重大な環境影響が発生しており、かつ、建て替え後の事業においても当該環境影響の回避、低減が十分になされないような場合には、環境大臣から、立地も含めた事業計画の大幅な見直しを求める意見を述べることで適切な環境配慮を確保してまいります。

次に、環境影響評価法の対象にならない事業が累積することによる環境影響についてお尋ねがありました。

我が国の環境影響評価制度は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事

業については法律により手続を義務づけ、比較規模が小さい事業については、地域的な特性を踏まえ、自治体の判断に応じて条例により手続を義務づけることにより、国と自治体が一体となって事業における環境配慮を確保する仕組みとなっております。環境影響評価法の規模要件を下回る事業については、必要に応じ条例によって規制されることとなると考えています。

その上で、環境影響評価法の対象にならない規模の事業も含め、各事業において、地域全体の環境に配慮し、累積的な環境影響を把握した上で、回避、低減を図っていくことも重要であり、引き続き、我が国における累積的な環境影響評価に係る技術的な考え方等について検討を進めてまいります。

次に、本法律案による特例の対象となる火力発電事業の考え方についてお尋ねがありました。

環境影響評価法では、環境負荷を可能な限り回避、低減するベスト追求型の環境影響評価を行うことを基本的な考え方としており、御指摘のような、特定の環境負荷に関する一定の目標値を設定し、それを満たすかどうかといった観点で特例の対象となるか否かを判断する仕組みとすることは、必ずしも適当ではないと考えています。

このため、特例の対象はあくまで工作物の出力や開発される土地の面積等の規模によって規定することとし、建て替え事業によって生じ得るCO₂の排出等の具体的な環境影響については、環境影響評価手続の中で事業者が調査、予測及び評価をさせるとともに、環境大臣が環境保全の見地から適切に意見を述べること等により、環境負

荷の回避、低減のための検討が適正になされることを確保してまいりたいと考えています。

次に、いわゆる環境影響評価図書継続公開に当たつての運用についてお尋ねがありました。

環境影響評価図書は、事業者のウェブページ等ではなく、環境省が管理運営するウェブページにおいて一元的に公開するなど、事業者により負担のかからない形式で継続的に公開することを念頭に置いています。その上で、今後、業界団体等の意見等もしっかり伺いながら、制度の施行に向けて、効率的、効果的な運用方法等を検討してまいりたいと考えています。

次に、いわゆる環境影響評価図書から得られる情報の積極的な活用についてお尋ねがありました。

環境影響評価図書に含まれる情報に関しては、希少な動植物種の生息、生育地のような機微の情報も含まれていること、事業によって、調査手法や調査時期等が異なり、データの粒度や精度等が異なっていること、事業者自らが取得した情報も含まれており、事業者が保有する知的財産権の侵害やデータ提供による不利益が生じるか否か等について慎重に検討をする必要があること等に留意する必要がありますが、御指摘のとおり、環境影響評価手続で得られた環境データを適切な形で、より利便性の高い形式で活用できるようにしていくことは、環境保全の観点から重要であると認識をしております。

環境省では、事業者が作成した環境影響評価図書に含まれる環境保全措置や地域の生物種等の情報を環境アセスメント事例全国マップとして整

備、公表するなどして、事業者に情報提供を行ってきたところであり、引き続き、こうした方策を通じて環境影響評価図書を積極的に活用してまいります。

次に、本法律案の対象となる原子力発電所の考え方についてお尋ねがありました。

原子力発電所の設置に当たっては、放射性物質の放出による影響を含め、その安全性については、独立性の高い原子力規制委員会において、科学的、技術的根拠を基に、厳格に審査が行われるものと認識しています。また、発電所の設置に伴う土地改変、温排水の排出等による環境影響については、配慮書手続を含む環境影響評価手続の実施を通じて、適切な配慮を確保していくこととなります。

その上で、原子力発電所の建て替え事業については、改正法案で定義する建て替えの要件に該当するもの、具体的には、既存工作物を除却又は廃止するとともに、既存工作物と同一又は近接する区域に同種の工作物を新設する事業であれば対象となりますが、建て替えの要件の詳細については、今後、技術的な検討を経た上で政令で定めることとしています。

なお、今回の改正は必ずしも環境影響評価法上の手続を緩和するものではなく、既存事業の環境影響を考慮した環境配慮の内容を配慮書に記載させる点も含めて、配慮書手続を建て替え事業の特性を踏まえて適正化するものとなります。

いずれにしましても、建て替えの要件の検討のため、丁寧な情報収集に努めてまいりたいと考えています。

最後に、本法律案によって措置する事項以外の現行制度の課題と今後の対応方針についてお尋ねがありました。

環境影響評価制度に対しては、中央環境審議会からいただいた答申においては、本法律案によって措置する事項のほか、環境影響評価の対象となる風力発電事業の規模要件の見直し、累積的な環境影響への対応といった事項等が制度の課題とされています。

これらについても、関係者の御意見を丁寧にお聞きするなどしながら、引き続き、下位法令の見直しや技術的な考え方の整理などの取組を着実に進めてまいります。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時七分散会

出席国務大臣

法 務 大 臣 鈴木 馨祐君
厚生労働大臣 福岡 資麿君
経済産業大臣 武藤 容治君
環 境 大 臣 浅尾慶一郎君
国 務 大 臣 赤澤 亮正君

出席副大臣

環 境 副 大 臣 小林 史明君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る四月二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
船員法等の一部を改正する法律
漁業災害補償法の一部を改正する法律
情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律
一、去る四月二十五日、石破内閣総理大臣から額賀議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第二六二号

令和七年四月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

私は、令和七年四月二十七日(日)午前十時二十五分羽田空港発、四月三十日(水)午後十時十分同空港着の予定で、ベトナム社会主義共和国及びフィリピン共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書及び文書受領)

一、去る四月二十五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和六年度中小企業の動向」に関する報告
中小企業基本法第十一条第二項の規定に基づく「令和七年度中小企業施策」についての文書
小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和六年度小規模企業の動向」に関する報告
小規模企業振興基本法第十二条第二項の規定に基づく「令和七年度小規模企業施策」についての文書

(理事補欠選任) 一、去る四月二十五日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 内閣委員会 理事 伊東 信久君 (理事市村浩一郎君去る四月二十五日委員辞任につきその補欠) 国土交通委員会 理事 森山 浩行君 (理事梅谷守君去る四月二十三日委員辞任につきその補欠) 理事 西岡 秀子君 (理事臼木秀剛君去る四月二十三日委員辞任につきその補欠) 一、昨七日、内閣委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 理事 市村浩一郎君 (理事伊東信久君昨七日理事辞任につきその補欠) (常任委員辞任及び補欠選任) 一、去る四月二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 補欠 大西 洋平君 島田 智明君 川崎ひとと君 西野 太亮君 小森 卓郎君 吉田 真次君 福原 淳嗣君 鈴木 貴子君 若山 慎司君 森下 千里君 島田 智明君 大西 洋平君 鈴木 貴子君 福原 淳嗣君 西野 太亮君 川崎ひとと君 森下 千里君 若山 慎司君 吉田 真次君 小森 卓郎君				議長運営委員 辞任 補欠 高木 啓君 大空 幸星君 大空 幸星君 高木 啓君 一、去る四月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 補欠 石原 宏高君 大空 幸星君 栗原 渉君 島田 智明君 西野 太亮君 加藤 竜祥君 山際大志郎君 福原 淳嗣君 山口 壯君 小池 正昭君 藤岡たかお君 高松 智之君 山 登志浩君 福田 淳太君 市村浩一郎君 猪口 幸子君 河西 宏一君 大空 幸星君 小池 正昭君 土田 慎君 島田 智明君 若山 慎司君 若山 慎司君 広瀬 建君 広瀬 建君 石橋林太郎君 石橋林太郎君 栗原 渉君 英利アルフィヤ君 山口 壯君 加藤 竜祥君 西野 太亮君 土田 慎君 石原 宏高君 福原 淳嗣君 山際大志郎君 高松 智之君 藤岡たかお君 福田 淳太君 山 登志浩君 猪口 幸子君 市村浩一郎君 西園 勝秀君 河西 宏一君				法務委員 辞任 補欠 井出 庸生君 鬼木 誠君 稲田 朋美君 土田 慎君 棚橋 泰文君 工藤 彰三君 土田 慎君 山本 大地君 鬼木 誠君 井出 庸生君 工藤 彰三君 棚橋 泰文君 山本 大地君 稲田 朋美君 文部科学委員 辞任 補欠 遠藤 利明君 古川 直季君 鈴木 貴子君 大空 幸星君 三谷 英弘君 平沼正二郎君 山本 大地君 国光あやの君 前原 誠司君 黒田 征樹君 大空 幸星君 大西 洋平君 古川 直季君 森下 千里君 大西 洋平君 五十嵐 清君 五十嵐 清君 鈴木 貴子君 国光あやの君 山本 大地君 平沼正二郎君 三谷 英弘君 森下 千里君 遠藤 利明君 黒田 征樹君 前原 誠司君 厚生労働委員 辞任 補欠 田畑 裕明君 小池 正昭君 長谷川淳二君 向山 淳君 小池 正昭君 黄川田仁志君 黄川田仁志君 田畑 裕明君 向山 淳君 長谷川淳二君				国土交通委員 辞任 補欠 下条 みつ君 篠原 孝君 篠原 孝君 下条 みつ君 環境委員 辞任 補欠 深澤 陽一君 川崎ひとと君 山際大志郎君 土田 慎君 川原田英世君 東 克哉君 川崎ひとと君 小森 卓郎君 小森 卓郎君 岩田 和親君 土田 慎君 西田 昭二君 西田 昭二君 山際大志郎君 東 克哉君 深澤 陽一君 川原田英世君 川崎ひとと君 一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 補欠 西野 太亮君 土田 慎君 宮下 一郎君 小池 正昭君 おおたけりえ君 岡田 華子君 岡田 華子君 小山 千帆君 小山 千帆君 長友よしひろ君 小池 正昭君 宮下 一郎君 土田 慎君 西野 太亮君 長友よしひろ君 おおたけりえ君 外務委員 辞任 補欠 阪口 直人君 高井 崇志君 高井 崇志君 阪口 直人君
---	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

厚生労働委員 厚生労働委員 補任 塩崎 彰久君 大塚小百合君 小池 正昭君 阿部 知子君 大西 洋平君 阿部 知子君 大西 洋平君 大塚小百合君 塩崎 彰久君 国土交通委員 補任 小森 卓郎君 伴野 豊君 赤羽 一嘉君 大空 幸星君 岡本 充功君 山口 良治君 (理事補欠選任) 一、去る四月二十四日、消費者問題に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 理事 伊東 信久君 (理事梅村聡君去る四月二十四日理事辞任につきその補欠) (特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る四月二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員 補任 野田 聖子君 福原 淳嗣君 おおつき紅葉君 福田かおる君 補欠 勝目 康君 栗原 渉君 福原 淳嗣君 福森和歌子君 栗原 渉君	補欠 小池 正昭君 阿部 知子君 大西 洋平君 大塚小百合君 塩崎 彰久君 補欠 大空 幸星君 岡本 充功君 山口 良治君 小森 卓郎君 伴野 豊君 赤羽 一嘉君	勝目 康君 栗原 渉君 福森和歌子君 おおつき紅葉君 (憲法審査会委員辞任及び補欠選任) 一、去る四月二十四日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 憲法審査会委員 補任 米山 隆一君 平岩 征樹君 平林 晃君 篠田奈保子君 西岡 秀子君 山崎 正恭君 米山 隆一君 平岩 征樹君 平林 晃君 (議案提出) 一、去る四月二十四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。 国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出) 衆議院規則の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出) 衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出) 一、去る四月三十日、議員から提出した議案は次のとおりである。 民法の一部を改正する法律案(黒岩宇洋君外五名提出) (議案受領) 一、去る四月二十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。	野田 聖子君 福原 淳嗣君 おおつき紅葉君 (憲法審査会委員辞任及び補欠選任) 一、去る四月二十四日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 憲法審査会委員 補欠 米山 隆一君 平岩 征樹君 平林 晃君 篠田奈保子君 西岡 秀子君 山崎 正恭君 米山 隆一君 平岩 征樹君 平林 晃君 (議案提出) 一、去る四月二十四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。 国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出) 衆議院規則の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出) 衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出) 一、去る四月三十日、議員から提出した議案は次のとおりである。 民法の一部を改正する法律案(黒岩宇洋君外五名提出) (議案受領) 一、去る四月二十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置等に関する法律案 一、去る四月三十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案 (議案付託) 一、去る四月二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号) 国土交通委員会 付託 一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第七号) 日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第八号) 以上二件 外務委員会 付託 (議案送付) 一、去る四月二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)	一、去る四月二十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案 一、去る四月二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案 防衛省設置法等の一部を改正する法律案 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件 海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約(第百五十五号)の締結について承認を求めるの件 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 公益通報者保護法の一部を改正する法律案 一、去る一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 民法の一部を改正する法律案(黒岩宇洋君外五名提出)

(議案通知書受領)

一、去る四月二十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

船員法等の一部を改正する法律案

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る四月二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

NHKに関する質問主意書(矢崎堅太郎君提出)

一、去る四月二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

育児・介護休業法等の改正にあわせた駐留軍等労働者を対象とする制度整備に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

外国資本による森林取得と水資源の利用に関する質問主意書(今井雅人君提出)

一、去る四月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

関税割当に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

一、去る四月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中国における「宇治抹茶」の商標登録等の規制等に関する質問主意書(山井和則君提出)

フィリピン残留日系二世の就籍支援に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

障害年金の新規裁定における非該当件数の増大等に関する質問主意書(山井和則君提出)

一、昨七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する再質問主意書(上村英明君提出)

NHK福岡放送局が制作・放映した番組における陸上自衛隊幹部候補生学校の教官が候補生たち述べた沖縄戦についての発言に関する質問主意書(屋良朝博君提出)

すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する再質問主意書(八幡愛君提出)

政務三役へのAI関連企業からの政治献金に関する質問主意書(八幡愛君提出)

一、去る四月二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員八幡愛君提出すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出海底ケーブルの防護に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出トランプ関税をめぐる対米交渉における政府保有の米国債の取扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出シャドーフリート(影の船団)への制裁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員水沼秀幸君提出オンラインカジノにおけるポイント還元制度および資金決済のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出特別支援教育に直接従事する教員に支給される給料の調整額に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡野純子君提出社会保障分野における公定価格の地域区分に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出医療機関への支援に係る二〇二四年度補正予算及びいわゆる重点支援地方交付金の活用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員五十嵐えり君提出二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問に対する答弁書

令和七年四月十四日提出
質問 第一四三号

すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する質問主意書

次項について、政府の見解を求める。

一 政府は、「すべての職業に貴賤はない」という見解でよい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一四三号
令和七年四月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員八幡愛君提出すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府としては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第一条の目的規定において、「国が、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、労働に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に発揮され、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実並びに労働生産性の向上を促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的地位の向上とを図る」、「労働者の職業選択の自由・・・についての自主性を尊重しなればならず、また、職業能力の開発及び向上を図り、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲を高め、かつ、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するように努めなければならない」等と規定されていることを踏まえ、労働関係法令に基づく各種施策を講じてきているところである。

令和七年四月十四日提出
質問 第一四四号

海底ケーブルの防護に関する再質問主意書

提出者 松原 仁

海底ケーブルの防護に関する再質問主意書
本職は、本年一月二十八日に質問主意書を提出し、海底ケーブル防護の重要性を訴えた。前記質問を踏まえ、岩屋毅外務大臣が、本年三月十四日、G7外相会合において、海底ケーブル切断事案に言及した上でG7の連携の重要性について述べ、同日発出された「海洋安全保障及び繁栄に関するG7外相宣言」で、海底ケーブルに対する破壊工作について懸念が共有されたことを積極的に評価したい。

そうした中、香港の英字紙サウスチャイナ・モーニング・ポスト電子版は、同月二十二日、中華人民共和国(中国)江蘇省の中国船舶科学研究中心ターが、水深四千メートルの深海においても破壊工作を行うことができる海底ケーブル切断装置を開発し、本年二月に学術誌で公表したと報じた。海底ケーブル切断装置の特許出願から、その報道と本職による質問を経て、このタイミングで公表したことは、中国による戦略的な行動と評価せざるを得ず、世界の繁栄に対する脅威が増大するとともに、海底ケーブル防護のための取組の重要性は更に高まったものと考ええる。

一 海底ケーブルに対する破壊工作は、国際社会の繁栄や秩序に敵対する行動であると認識するが、政府の見解如何。

二 政府は、G7のみならず、国際連合の安全保

障理事会、総会を含めた関係する会合、各国との首脳会談等あらゆる機会を捉えて、海底ケーブル防護の重要性について主体的に提起するべきと考えるが、見解如何。

三 海底ケーブルに対する破壊工作を実行した国や組織を、国際社会が結束して非難し、また場合に応じて制裁措置を実施するよう働きかけることでこれを抑止すべきと考えるが、政府の見解如何。

四 海底ケーブルに対する破壊工作を目論む、または助長する国や組織についても、国際社会が結束して非難し、また場合に依じて制裁措置を実施するよう働きかけることでこれを抑止すべきと考えるが、政府の見解如何。

内閣衆質二一七第一四四号
令和七年四月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出海底ケーブルの防護に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出海底ケーブルの防護に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「破壊工作」及び「国際社会の繁栄や秩序に敵対する行動」の具体的に意味するところが明らかではなく、お尋ねの「認識」についてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、「海底ケーブル」については、御指摘の「海

洋安全保障及び繁栄に関するG7外相宣言」において「海洋の下にある死活的なエネルギー及び通信インフラが、我々の経済をつなぎ、我々の繁栄に不可欠であるという事実を認識している」としているところであり、政府として、情報通信ネットワークに障害が発生した場合、国民生活や経済活動に甚大な影響を与えるおそれがあることから、お尋ねの「海底ケーブル」を防護することは極めて重要であると考えている。

また、海洋法に関する国際連合条約(平成八年条約第六号)は、同条約第八十七条において、公海の自由に含まれるものとして海底電線を敷設する自由を規定し、併せて、公海の自由は、全ての国により、公海の自由を行使する他の国の利益等に妥当な考慮を払って行使されなければならないことを規定しており、また、同条約第八十八条において、公海は平和的目的のために利用されるものとするを規定しているところ、国際社会において、これらの規定も踏まえ、「海底ケーブル」を防護するためにはいかなる措置をとることが可能かについて議論が行われているものと承知している。

二について

令和六年九月の国際連合総会の期間中に開催された米国主催の国際会議において発出されたグローバルにデジタル化された世界における海底ケーブルの安全性と強靱性に関するニューヨーク共同声明や同月二十一日の日米豪印首脳会合において発出された日米豪印首脳共同声明などにおいて、お尋ねの「海底ケーブル」の安全性や強靱性の確保に係る連携の重要性を確認し

ているところであり、政府として、今後とも引き続き、このような国際的な取組を進めていく考えである。

三及び四について

お尋ねの「破壊工作」の具体的に意味するところが明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、「海底ケーブル」の安全性や強靱性の確保に向けて、政府として、二について述べた取組などを進めていく考えである。

令和七年四月十四日提出
質問 第一四五号

トランプ関税をめぐる対米交渉における政府保有の米国債の取扱いに関する質問主意書

提出者 松原 仁

トランプ関税をめぐる対米交渉における政府保有の米国債の取扱いに関する質問主意書

アメリカ合衆国のドナルド・トランプ大統領による新たな関税政策(以下、トランプ関税)により、日本向けの相互関税は二十四パーセント、我が国にとっては特に基幹産業ともいうべき自動車向けには二十五パーセントの追加関税が課されると発表された。日本経済への大きなダメージを想定すればその対応は急務であると考ええる。

四月九日、トランプ氏は我が国向けを含めた新たな相互関税を発動したが、当日中には中国以外の国・地域に九十日間の猶予期間を設けると発表された。こうしたトランプ氏の政策決定の背景とし

て、株式市場の混乱よりも米国政府発行の債券（以下、米国債）価格が急落し、利回りが急上昇した影響があると分析されている。市場における米国債の価格下落は、今年以降、大量に償還を迎える米国債の借換えコストが増すことを意味する。

日本政府が保有する米国債は世界最大規模であり、売却や償還分の資金を別の投資先に充てるなどの対応は市場における米国債の利回りに影響を与えうる。政府保有の米国債の取扱いはトランプ政権との関税交渉における大きなカードとなりうる。なお、三月二十七日の参議院予算委員会において、石破茂総理大臣は米国による輸入自動車への二十五パーセントの追加関税に関する質疑において、「適切な対応を考えていかなければならない。あらゆる選択肢というものは当然検討の対象となる」と答弁されている。

以下質問する。

一 政府が保有する米国債の本年四月一日現在の保有残高について、ドルベース及び円ベースでそれぞれ明らかにされたい。

二 政府が保有する米国債の保管方法を明らかにされたい。

三 石破総理の前記の答弁に、政府が保有する米国債の取扱いは含意されているか、見解如何。

四 トランプ関税にかかる対米交渉のカードとして、政府の外貨準備に占める米国債の比率が下がる対応を含めて検討を行っているか。

右質問する。

内閣衆質二二七第一四五号
令和七年四月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出トランプ関税をめぐる対米交渉における政府保有の米国債の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出トランプ関税をめぐる対米交渉における政府保有の米国債の取扱いに関する質問に対する答弁書

一から四までについて

外国為替資金特別会計が保有する外貨資産については、本邦通貨の外国為替相場の安定を実現するために必要となる外国為替等の売買等を円滑に行うため、安全性及び流動性に最大限留意した運用を行うこととしており、米国債を中心とする外貨証券等を保有しているところ、お尋ねの「政府が保有する米国債」に係る「保有残高」及び個別銘柄の運用の詳細に関わる「保管方法」については、金融・為替市場に不測の影響を与えるおそれがあるため、政府としてお答えすることは差し控えたい。

また、御指摘の「トランプ関税」への対応に関するお尋ねの「政府が保有する米国債の取扱い」については、その検討の有無を含めて、同様の理由から、お答えを差し控えたい。

令和七年四月十四日提出
質問 第一四六号

シャドーフリート（影の船団）への制裁に関する質問主意書

提出者 松原 仁

シャドーフリート（影の船団）への制裁に関する質問主意書

アメリカ合衆国は、本年一月十日、G7諸国による制裁措置を回避してロシア連邦産原油の運搬に関わるいわゆるシャドーフリート（影の船団）の船舶百八十三隻を、追加で制裁対象に指定した。欧州連合も、ロシア連邦によるウクライナ侵略が開始されて三年となった本年二月二十四日、シャドーフリートの船舶七十四隻を、追加で制裁対象に指定した。

一 ロシアによるウクライナ侵略について、ウクライナにおける公正かつ永続的な平和の実現が重要であると考え。ロシアへの制裁とウクライナへの支援に関する我が国の現在の姿勢を明らかにされたい。

二 ロシア連邦産原油の運搬に関わるシャドーフリートの船舶に対して、制裁措置を講じる対象とするべきと考えるが、政府の見解如何。

内閣衆質二二七第一四六号
令和七年四月二十五日

衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議員松原仁君提出シャドーフリート（影の船団）への制裁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出シャドーフリート（影の船団）への制裁に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ロシアへの制裁とウクライナへの支援に関する我が国の現在の姿勢」については、令和七年三月十一日の衆議院安全保障委員会において、岩屋外務大臣が「ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙です。今なお続くロシアによる一連の攻撃を改めて強く非難します。ロシアによる核の威嚇、ましてや使用は断じてあってはなりません。その上で、現在行われている米国、欧州を含む各国による外交努力が、国際社会の結束の下で、長年にわたる戦闘行為の終結と一日も早い公正かつ永続的な平和の実現につながることに重要です。こうした我が国の立場に基づき、G7と連携しつつ、今後もウクライナ支援と対口制裁を継続してまいります」と述べたとおりである。

二について

お尋ねのような制裁については、今後の状況を踏まえつつ、政府として適切に対応してまいります。

令和七年四月十四日提出
質問 第一四七号

相続税に関する質問主意書

提出者 松原 仁

相続税に関する質問主意書

日本における相続税の最高税率は五十五パーセントと、他国と比較して非常に高く、資産形成意欲を阻害し、経済活動にも悪影響を及ぼしているとの議論もある。

例えば、米国では相続税の最高税率は四十パーセントであり、さらに控除額が約千三百六十一万ドル(約二十億円)と高額であるため、多くの家庭が相続税の負担を免れている。ドイツでは相続税の最高税率は三十パーセント、フランスでも四十五パーセントであり、日本よりも低い水準にある。また、シンガポールやオーストラリアでは相続税自体が存在せず、資産の円滑な承継が可能となっている。

日本においても、高齢化が進み、資産承継の重要性が増している中、現行の高い相続税の税率が特に中小企業の事業承継などにも深刻な影響を与えている。相続税の負担が重すぎるため、事業を継続できず廃業に追い込まれる企業も少なくない。結果として、雇用の喪失や地域経済の衰退を招く要因となつていゝと考える。

そこで、次のとおり質問する。

一 日本の相続税の税率が他国と比較して極めて高い現状について、政府として、どのように認識しているか。

二 相続税の税率の引下げや基礎控除の引上げを検討する予定はあるか。

三 現行の法人版事業承継税制について、令和八年四月一日以降まで延長することを検討する予定はあるか。

四 自宅の相続などで課税対象に占める不動産の割合が多い相続人に対して、現状、延納の制度があると承知している。特に都市部の不動産価格が高騰する中、一時的に多額の相続税を課される場合の激変緩和措置として、延納以外に用意されている制度はあるかを示した上で、新たな措置の必要性について政府の認識如何。

五 相続税制度の見直しの必要性に関する政府の見解を示されたい。

内閣衆質二一七第一四七号

令和七年四月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出相続税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出相続税に関する質問に対する答弁書

一について

我が国の相続税については、十パーセントから五十五パーセントまでの八段階の累進税率を採用しているところ、例えば、英国の相続税は四十パーセントの単一税率を採用しているなど、御指摘のように「日本の相続税の税率が他国と比較して極めて高い」とは必ずしも言えないと考えている。

二について

相続税については、平成十五年度税制改正により七十パーセントの最高税率が個人所得課税の最高税率を踏まえて五十パーセントに引き下げられるなど、累次にわたる最高税率の引下げを含む税率構造の緩和及び基礎控除の引上げにより、その再分配機能が低下していたが、平成二十五年度税制改正において、再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する等の観点から、相続税の基礎控除の引下げや、最高税率の引上げが行われたところであり、御指摘の「相続税の税率の引下げや基礎控除の引上げ」については、現時点では、検討することは考えていない。

三について

お尋ねの「法人版事業承継税制について、令和八年四月一日以降まで延長すること」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「法人版事業承継税制」の特例措置の適用を受けるための計画の提出期限が令和八年三月三十一日までとなっているところ、仮に、お尋ねが、その期限の延長についての政府の見解を問うものである、まずは当該特例措置の最大限の活用を図ることが重要であると考えている。

四について

お尋ねの「激変緩和措置」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、相続税額を延納によつても金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、税務署長の許可を得て、相続財産のうち不動産などにより物納をすることが認められている。また、被相続

人等の居住や事業の用に供されていた宅地等については、居住や事業の継続への配慮から、その価額の一定割合を課税価格に算入しないこととする小規模宅地等に係る特例を設けている。

以上のとおり、相続により不動産を取得した者に係る相続税の納付等については、一定の配慮がなされているところであり、新たな措置を講ずることは検討していない。

五について

お尋ねの「相続税制度の見直し」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、今後の相続税の在り方については、令和六年十二月三日の衆議院本会議において、石破内閣総理大臣が「今後の相続税、贈与税の在り方につきましては、経済社会の構造変化に加え、再分配機能をどの程度発揮させるべきかという観点も踏まえつつ、税制全体の中で考えていくべき課題であると認識をいたしております」と答弁しているとおりでである。

令和七年四月十四日提出
質問 第一四八号

オンラインカジノにおけるポイント還元制度および資金決済のあり方に関する質問主意書

提出者 水沼 秀幸

オンラインカジノにおけるポイント還元制度および資金決済のあり方に関する質問主意書

オンラインカジノについて、政府は従来から違法との見解を示しており、岸田内閣総理大臣(当時)も令和四年六月一日の衆議院予算委員会にて

「厳正な取締りを行わなければならない」と答弁している。しかし、実際の検挙件数は令和二年から四年までで計四十二件にとどまり、警察庁が本年三月に公表した調査では、国内のオンラインカジノの経験者は約三百三十七万人、年間の賭け金総額は約一兆二千四百二十三億円にのぼると推計されており、前記答弁にいう「厳正な取締り」との乖離は極めて大きいと考える。

こうした中、政府は同月、違法オンラインカジノ対策を柱とするギャンブル等依存症対策推進基本計画を閣議決定し、広告規制、決済制限、啓発強化、アクセス制限などの方針を打ち出した。いわゆるアフィリエイトや決済代行を通じた賭博補助行為の取締り強化も盛り込まれている。

しかしながら、ポイント還元制度や紹介制度といった、いわゆるポイ活的手法による利用者誘引や依存助長については、未だ実態把握も規制も不十分であり、資金決済の匿名性や国際的な送金構造に関する制度的対処も手付かずである。政府はこれまで、「オンラインカジノ」については、政府として確立した定義を有していない（内閣衆質二〇一第六一号）と答弁してきたが、違法性を前提とする以上、実効的な法的整理と規制の強化が急務であると考ええる。

これらのことについて次の質問をする。

一 オンラインカジノの定義および制度的位置付けに関する政府の見解について

1 政府は従来、オンラインカジノについて確立した定義を有していない旨答弁してきた。現行法上の賭博罪適用を前提とする以上、その定義を明確化する必要があるのではないかと考えるが、現時点の政府内におけるオンラ

インカジノの類型的理解と、その制度的位置付けをそれぞれ示されたい。

2 海外でライセンスを取得して運営されているオンラインカジノであっても、日本国内からのアクセスにより金銭を賭ければ、刑法第百八十五条の賭博罪に該当するとの政府見解は一貫していると理解してよいのか。あわせて、その認識が社会に十分浸透していない理由について、政府の分析を示されたい。

3 刑法第百八十五条および第百八十六条は明治四十年に制定されたものであり、インターネット空間での賭博を想定していないが、現行法の下でもオンラインカジノへの有効な対応は可能と考えるか、それとも制度改正が必要と考えるか。

二 ポイント還元制度等に関する政府の認識と対応について

1 政府は、オンラインカジノにおいて広く行われているポイント還元、紹介制度、VIP特典などのインセンティブ制度が、過度な参加意欲を刺激しギャンブル依存を助長するおそれがあるとの指摘について、どのような認識を有しているか。

2 公営競技においても類似のインセンティブ制度が導入されており、令和七年三月七日提出の大西健介議員による質問第八五号でも、依存症との関係についての実態把握や制度的対応の必要性が問われたが、オンラインカジノについてはそのような制度的整理がされていないと考える。この点について政府の認識を問う。

3 新たなギャンブル等依存症対策推進基本計

画では、違法オンラインカジノの広告規制や決済対策が打ち出されたが、ポイント制度の具体的リスクについては明記されていないと考える。今後、同基本計画において、オンラインカジノにおけるポイント制度の規制方針を明示する考えはあるか。

三 資金決済手段の匿名性とその法的対応について

1 オンラインカジノでは、プリペイドカード・電子マネー・仮想通貨・決済代行業者等を通じて資金が移動しており、利用実態の把握が困難となると考える。政府はこれらの手段の利用実態をどの程度把握し、現行制度における限界をどのように認識しているか。

2 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第八条第一項は、いわゆる特定事業者に対し、疑わしい取引の行政庁への届出を義務付けているが、オンラインカジノへの資金移動を媒介する決済業者に対し、より積極的な監視や処分の対象とする法改正の必要性について、政府の見解を問う。

3 新たなギャンブル等依存症対策推進基本計画では、通信事業者への広告表示の禁止、クレジットカード会社への注意喚起などが記されている。こうした措置を単なる行政上の要請にとどめず、法的に義務化すべきと考えますが、政府の今後の検討状況を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一四八号

令和七年四月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員水沼秀幸君提出オンラインカジノにおけるポイント還元制度および資金決済のあり方に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員水沼秀幸君提出オンラインカジノにおけるポイント還元制度および資金決済のあり方に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「オンラインカジノの類型的理解と、その制度的位置付け」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

一の2について

前段のお尋ねについては、犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個々に判断されるべき事柄であるため、お答えすることは差し控えたいが、一般論としては、賭博行為の一部が日本国内において行われた場合、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十五条の賭博罪が成立し得るものと考えられる。

後段のお尋ねについては、「その認識が社会に十分浸透していない理由」及び「政府の分析」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和六年度に警察庁が民間事業者に委託して実施した「オンラインカジノの実態把握のための調査研究」（以下単に「調査研究」という。）によれば、「オンラインカジノの違法性の

認識の有無」について、「認識していた」と回答した者の割合が五十六・五パーセント、「認識していなかった」と回答した者の割合が四十三・五パーセントとされており、「オンラインカジノを違法だと認識していなかった理由(きっかけ)」について、「パチンコや公営ギャンブルなどがあるから」と回答した者の割合が三十五・九パーセント、「ニュースで見たから」と回答した者の割合が三十二・四パーセント、「友人・知人・家族から聞いたから」と回答した者の割合が七・三パーセント、「ホームページ・SNS・動画サイトなどで見たから」と回答した者の割合が七・一パーセント、「広告で見たから」と回答した者の割合が六・七パーセント、「有名人・インフルエンサーが言っていたから」と回答した者の割合が四・〇パーセント、「オンラインカジノのサイトに書いてあったから」と回答した者の割合が三・六パーセント、「その他」と回答した者の割合が十四・一パーセントとされている。

二の1について
御指摘の「オンラインカジノにおいて広く行われているポイント還元、紹介制度、VIP特典などのインセンティブ制度」の詳細を把握しておらず、また、「インセンティブ制度」と「ギャンブル依存」との因果関係は必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二の2について
お尋ねの「そのような制度的整理」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二の3について
御指摘の「ポイント制度の具体的リスク」及び「オンラインカジノにおけるポイント制度の規制方針」の具体的に意味するところが明らかではなく、また、「ポイント制度」の詳細を把握していないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、政府としては、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」(令和七年三月二十一日閣議決定)に基づき、引き続き、ギャンブル等依存症の対策に関し、必要な施策を講じてまいりたい。

三の1について
調査研究によれば、「オンラインカジノの利用経験がある経験者」のうち、「入金方法」について、「クレジットカード」と回答したものの割合が五十五・四パーセント、「デビット・・・プリペイドカード」と回答したものの割合が二十三・八パーセント、「銀行振込(銀行送金)」と回答したものの割合が二十七・四パーセント、

「電子決済サービス・決済代行業者」と回答したものの割合が二十九・八パーセント、「暗号資産等」と回答したものの割合が十・六パーセント、「その他」と回答したものの割合が〇・二パーセントとされている。

また、お尋ねの「現行制度における限界」については、その具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三の2について
お尋ねの「オンラインカジノへの資金移動を媒介する決済業者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、本年一月二十二日公表の金融審議会資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告において、「クロスボーダーの資金移動が収納代行の形で行われることで、違法行為につながる取引がなされるおそれや、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のおそれ、国内の支払人・受取人が保護されないおそれがあることを踏まえれば、FSBによる勧告で指摘されているリスクへの対応を適切に実施するとともに、支払人・受取人を適切に保護する必要がある。こうした観点から、クロスボーダー収納代行のうち、為替取引に関する規制に服する銀行や資金移動業者が行うクロスボーダー送金と同機能を果たしていると考えられるものについては、リスクに比例的な規制として為替取引に関する規制を、過剰な規制とならないように留意しつつ適用することが考えられる。」とされたことを踏まえ、債権者から委託等を受けた者が、債務者等から資金を受け入れ、債権者等に移動させる行為等

であって、国内から国外又は国外から国内へ向けて資金を移動させるものの一部を資金移動業等の規制の対象とすることを含む資金決済に関する法律の一部を改正する法律案を今国会に提出したところである。

三の3について
お尋ねの「こうした措置を単なる行政上の要請にとどめず、法的に義務化すべき」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

令和七年四月十四日提出
質問 第一四九号
特別支援教育に直接従事する教員に支給される給料の調整額に関する質問主意書
提出者 山井 和則

特別支援教育に直接従事する教員に支給される給料の調整額に関する質問主意書
文部科学省が、全国の公立学校で障がいがある児童・生徒を担当する教員について、特別支援教育に直接従事することを本務とする教員に対して支給される給料の調整額(以下、「調整額」という。)を、二〇二七年から引き下げる方針であるとの報道があります。

そこで、以下のとおり質問します。

一 特別支援学校を設置することの意義と重要性について、政府の見解を示して下さい。

二 「調整額」について

1 「調整額」の引下げを、政府は本当に検討あるいは決定していますか。決定しているのであれば、その理由を示して下さい。

2 「調整額」の引下げを検討あるいは決定しているのであれば、その方針は撤回すべきではありませんか。政府の見解を示して下さい。右質問する。

内閣衆質二一七第一四九号

令和七年四月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員山井和則君提出特別支援教育に直接従事する教員に支給される給料の調整額に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出特別支援教育に直接従事する教員に支給される給料の調整額に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「特別支援学校を設置することの意義と重要性」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、特別支援学校は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十二条及び第七十五条の規定により、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)のうち、障害の程度が重い児童生徒等に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としており、障害のある児童生徒等一人一人に係る教育上の特別な支援の必要性に応じた教育に取り組んでいるところである。

二について

御指摘の「特別支援教育に直接従事すること」を本務とする教員に対して支給される給料の調整額については、令和六年八月二十七日に中央教育審議会において取りまとめられた「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きたい」の両立に向けて「(答申)」において、「特別支援学級等の教師に支給される給料の調整額について、通常の学級にも特別支援教育の対象となる子供たちが在籍していることを踏まえると、特別支援学級等の教師のみを対象とするよりも、通常の学級を含め学級担任として指導している教師や特別支援教育コーディネーター等の組織的対応を担う教師が、その職務に応じ適切に処遇されるよう、国において、給料の調整額による処遇の在り方を含め、検討を進めることが考えられる」とされたことを踏まえ、引き下げる方向で検討しているところであり、これを撤回することは考えていない。

令和七年四月十六日提出

質問 第一五〇号

社会保障分野における公定価格の地域区分に関する質問主意書

提出者 岡野 純子

社会保障分野における公定価格の地域区分に関する質問主意書

産業別に見て低賃金にあるいわゆるエッセン

シャルワーカーの、人材確保・離職の防止のために処遇改善を行うことは重要であり、各自治体、事業者が様々な支援策を打ち出している。

先般の検討の結果、令和七年度の改定が見送られることとなった案は、社会保障分野における公定価格の地域区分の改定において、市町村単位から都道府県単位と広域化するもので、とりわけ東京二十三区の隣接自治体に大きな負担が及ぶことが想定された。至近に高処遇の環境があれば人材がそちらを選択することは必至であり、地域区分に関する制度設計によつて人材確保の公平性を欠く状態が生み出されたことで、一部自治体が疲弊しているのは従前からの課題であったが、先般の検討時に大括りにしようとしたことで、その不合理な差は拡大していくのではないかと懸念が残ったと考える。

交通網が発達しベッドタウンとして位置する首都圏の自治体は、事実上東京の経済圏に組み込まれており、私の地元である千葉県を例に挙げれば、千葉県は南北に長く、県内の各経済圏の間には給与水準等の面で大きな隔たりがある。また、浦安市・市川市など東京と隣接した自治体は、例えば浦安市の平均給与は東京二十三区で一位の豊島区と十二位の江東区の間位置するように、物価、地価、賃料、平均給与などを比較しても東京と同一の生活圈を構成していると考ええる。

社会保障分野における公定価格の地域区分広域化の留意点について、広域化することで県内の市町村での不均衡の解消が図られる一方で、一部では県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大するという状況が見られると承知しているが、制

度を変えようとするときはその狭間で改悪となってしまう対象への手当てを十分に行うべきであると考ええる。地域区分の見直しを行った場合、自治体によっては地域の実情を反映しないまま一方的な賃下げとなつてますます人材確保が困難となり、東京一極集中が加速する懸念がある。また、特に東京都下において地域区分を高水準に一本化したことにより等級が大幅に跳ね上がる自治体や、賃金構造基本統計調査(当該地域住民の平均給与ではなく当該地域の民間給与)に準拠したこと、高賃金の企業を有する一部自治体が出し高い等級になるなど、補正ルールも整合性を欠いていると考える。公定価格の在り方は、多くの働く人たちの、日々のモチベーション、労働への誇りにつながるものであり、また事業者の撤退・縮小に直接的な影響を与えるものであることを付言し、以下、政府に対し質問する。

一 公定価格の地域区分を市町村単位から都道府県単位へと広域化することで、社会保障分野のきめ細やかさが損なわれ、東京二十三区と隣接する自治体は人材確保や事業継承に直接的な打撃を受けることとなると考える。そのことへの受け止めと今後の改善策をそれぞれどのように考えるか。

二 介護分野は隣接地特別ルールが追加で設けられているが、保育分野ではそれらの手当てがなされていない。ベッドタウンだからこそ共働き子育て世帯が多い首都圏の自治体にとって、保育士確保が今以上に難しくなることは死活問題であると考ええる。

1 政府はその点についてどのように考え、どのように改善を図るのか。

2 地域区分の見直しによって影響を受ける地域への加算割合アップの方針はあるか。
右質問する。

内閣衆質二一七第一五〇号

令和七年四月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員岡野純子君提出社会保障分野における公定価格の地域区分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡野純子君提出社会保障分野における公定価格の地域区分に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の社会保障分野におけるお尋ねの「受け止め」については、例えば、保育分野において、令和七年四月二日の衆議院厚生労働委員会において、政府参考人が「令和六年の人事院勧告を踏まえた保育分野の地域区分の対応につきましては、仮に今回の人事院勧告をそのまま当てはめた場合には、都道府県単位に広域化することで県内の隣接する市町村との不均衡の解消が図られる一方で、一部では、例えば、県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大する、・・・このような課題がございますので、・・・引き続き、見直し方法について丁寧な議論を進めていくこととしたところでございます。・・・引き続き、自治体を始めとする関係者の御意見を伺い、・・・丁寧な検討を進め

てまいります。」と答弁しているところ、介護分野も含め、当該課題があると考えており、御指摘の「地域区分」の見直しについては、丁寧な議論及び検討を進めていく必要があると考えている。

また、お尋ねの「今後の改善策」については、例えば、保育分野においては、令和六年十二月十九日の第八回子ども・子育て支援等分科会において、「公定価格における地域区分に関する対応」の「検討に当たった際の留意点」として、「国として統一かつ客観的なルールの必要性及び他の社会保障分野の制度との整合性（国家公務員・地方公務員の支給割合の地域区分に準拠する必要）」、「都道府県単位に広域化することで県内の隣接する市町村との不均衡の解消が図られる一方で、一部では県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大するという状況が見られる」といった「県境等を中心とした隣接した市町村等の級地格差への対応」及び「介護報酬改定の地域区分の見直し内容を踏まえて設定している、従前の補正ルールの取扱い」が確認されたところであり、こうした留意点も踏まえながら、必要な財源の確保と併せて、こども家庭審議会の意見も聴きながら、今後検討することとしている。また、介護分野においては、同月二十三日の第二百四十三回社会保障審議会介護給付費分科会において、「地域区分について」の「今後の対応について」として、「次期介護報酬改定に向けて市町村の意向を確認しつつ、地域区分のあり方について検討を進めること」が確認されたところであり、「公平性・客観性を担

保する観点から、原則として、地域における民間の賃金水準を反映して設定されている公務員・・・の地域手当に準拠しており、隣接地域とのバランスを考慮して公平性を確保すべきと考えられる場合には、自治体の意向を踏まえた上で介護報酬改定の際に特例を設けることで適用する級地の見直しを行って」との「基本的な考え方」を踏まえ、今後検討することとしている。

二の1について

お尋ねについては、令和六年五月二十八日の参議院内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会において、加藤内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画（当時））が「公定価格の地域区分につきましては、国家公務員や地方公務員の地域手当における地域区分に準拠することを基本としながら、介護報酬改定における地域区分の見直しも参考に、補正ルールを設けるなど改正をしてきた経緯がございます。今年度より、令和三年度介護報酬改定の地域区分の見直し内容を踏まえ、現在の補正ルール適用後の地域区分を前提に、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを新たに追加したところでございます。・・・令和六年度介護報酬改定における地域区分の緩和措置、これにつきましては承知しておりますが、令和六年度の公定価格にはまだ反映ができておりません。他方で、・・・国家公務員の地域区分については、現在、人事院において級地区分の設定を広域化する方向で検討が進められているものと承知をしております、そちらの動向も踏まえな

がら検討をしております。」と答弁しているところ、必要な財源の確保と併せて、こども家庭審議会の意見も聴きながら、今後検討することとしている。

二の2について

御指摘の見直しによって影響を受ける地域への加算割合アップの方針」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、保育分野における御指摘の「地域区分」については、一について及び二の1について述べたとおり、今後検討することとしており、現時点において、具体的な方針を決定しているわけではない。

令和七年四月十六日提出
質問 第一五一号

医療機関への支援に係る二〇二四年度補正予算及びいわゆる重点支援地方交付金の活用に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

医療機関への支援に係る二〇二四年度補正予算及びいわゆる重点支援地方交付金の活用に関する質問主意書

現下の物価高は、国民生活のみならず、医療機関、介護事業所等（以下「医療機関等」という。）にも大きな影響を及ぼしている。医療機関等の経営は、公定価格である診療報酬によって成り立っているが、この診療報酬で医薬品・医療材料の購入費、人件費、各種委託費、配送料、施設維持・管理費用等を賄っているため、光熱費や食材料費の高騰に伴う価格は、転嫁が一切できない仕組みと

なっている。そのため、本来ならば診療報酬で賄うべきであるが、医療機関等の健全な運営に対する影響を抑えるために、早急に対策を講ずる必要があると考える。

かかる状況に鑑み、沖縄県医師会では、沖縄県内の病院に対し「令和六年度診療報酬改定等に関する医療収入実態調査」を行い、八十一病院中七十三病院（回答率九十％）から回答があった。本調査によれば、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない二〇一九年度と二〇二四年度の医療利益等を比較したところ、医療利益については、七十四％の施設が減少傾向にあり、そのうち、急性期病院で約五十五％、回復期病院で約四十四％が、二〇一九年度を基準にすると、百％を超える減益となっており、医療利益が減少した主な理由については、物価高騰・人件費の増加が約六十六％で、診療報酬改定・その他の影響が三十四％との結果になっている。

右の調査結果を受け、二〇二四年度十二月二十六日、医療利益の減少が顕著であった急性期病院を中心とした意見交換会を開催し、同意見交換会に出席した病院長、事務長から「これまでにないほどの危機感を感じている。このままでは地域医療を守ることが難しい」等の厳しい意見が多数上がったと承知している。

そこで、医療機関等が現下の物価高、人件費高においても、患者・利用者の負担に配慮しつつ、安全・安心で質の高い医療・介護サービスの提供を継続できるよう、医療機関等への支援の観点から、以下質問する。

一 厚生労働省所管の二〇二四年度補正予算にお

いては、医療機関支援メニューとして、人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージに係る予算（千三百十一億円）等が計上されていると承知している。そのような医療機関支援メニューについて、沖縄県内医療機関への適切かつ確実な執行を行っていく必要があると考えるが、政府の見解をお示し願いたい。

二 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（いわゆる「重点支援地方交付金」）について

1 沖縄県における医療・介護分野の交付額について、九州各県の同等の水準を確保していく必要があると考えるが、政府の見解をお示し願いたい。

2 光熱費以外に高騰している経費（診療材料費、消耗品費、委託費等）への支援も対応していく必要があると考えるが、政府の見解をお示し願いたい。

3 食材料費については、二〇二〇年を百とした場合の「食料」の消費者物価指数が、入院時の食費の基準が四百九十円（一般所得者の場合）に引き上げられた二〇二四年六月は百十六・三、同年十月は百二十・四と上昇していることなどを踏まえた交付額の設定が必要と考えるが、政府の見解をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一五一号
令和七年四月二十五日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員屋良朝博君提出医療機関への支援に係る二〇二四年度補正予算及びいわゆる重点支援地方交付金の活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員屋良朝博君提出医療機関への支援に係る二〇二四年度補正予算及びいわゆる重点支援地方交付金の活用に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和七年二月六日の衆議院予算委員会において、政府参考人が「昨年末に成立した補正予算においても、・・・医療機関への緊急的な支援パッケージとして、更なる賃上げの支援や、患者の減少等により経営状況の急変に直面する医療機関への支援を盛り込んでいるところでございます。まずはこの補正予算を着実に執行し、必要な支援が行き届くよう取り組んでいきたいと考えております。」と答弁しているところ、政府としては、御指摘の「沖縄県内医療機関」についても、沖縄県と連携しながら、必要な支援が行き渡るよう取り組んでいきたいと考えている。

二の1について

御指摘の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（いわゆる「重点支援地方交付金」）」は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱」（令和五年十一月二十九日付け府地創第三百二十七号）に基づき、「地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体

が作成した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画・・・に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じて地方創生を図ることを目的として交付するものであるが、都道府県及び市区町村（以下「都道府県等」という。）が同実施計画に盛り込むことで同交付金による支援の対象となる事業のうち、御指摘の医療に係る事業者の支援に関する事業については「医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（光熱費関係）」（令和五年十一月六日付け厚生労働省医政局総務課、医療経営支援課及び歯科保健課事務連絡）において、また、御指摘の介護に係る事業者の支援に関する事業については「介護サービス事業所・施設等への支援に関する重点支援地方交付金」等の更なる活用について」（令和五年十一月六日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び老人保健課事務連絡）において、それぞれ、都道府県等に対して、支援の対象となる事業の例等を示しながら、当該事業の「予算化」等について検討するよう依頼しているところである。

その上で、お尋ねについては、沖縄県において、これらの事務連絡等も踏まえて、御指摘のように「沖縄県における医療・介護分野の交付額について、九州各県の同等の水準を確保していく必要がある」かも含め、地域の実情に応じて、適切に判断されるべきものと考えている。

二の2について

お尋ねについて、例えば、医療に係る事業者の支援に関する事業については、都道府県等に對して、「医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（光熱費等）」（令和六年十二月五日付け厚生労働省医政局総務課、医療経営支援課及び歯科保健課事務連絡）において、「光熱費以外に診療材料費、消耗品費等への支援もを行っている旨示しながら、適切に対応するよう働きかけているところである。

二の3について

お尋ねについては、医療に係る事業者の支援に関する事業については「医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（食材料費関係）」（令和六年十二月五日付け厚生労働省医政局総務課及び医療経営支援課事務連絡）において、また、介護に係る事業者の支援に関する事業については「介護サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について」（令和六年十二月二日付け厚生労働省老健局総務課、介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び老人保健課事務連絡）において、それぞれ、都道府県等に對して、「「食料」の消費者物価指数・・・など、足下の状況を踏まえた適切な補助額の設定」を依頼しているところ、都道府県等において適切に判断されるべきものと考えている。

令和七年四月十六日提出
質問 第一五二号

二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問主意書

提出者 五十嵐えり

二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問主意書
二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約（以下、本条約という。）について、以下質問する。

一 本条約第十四条第三項にある留保条項の策定において、日本はどのように携わったかお示しいただいた上で、その経過について公式、非公式の記録があればそれぞれ具体的に示された

二 本条約第十四条第三項にある留保条項を加えることに賛同した国を、具体的にお示しいただいた上で、賛同国が表明した意見等があれば示されたい。

三 本条約第十四条第三項にある留保条項を加えることに反対した国があれば、具体的にお示しいただいた上で、反対国が表明した意見等があれば示されたい。

四 一九八一年五月十一日の衆議院外務委員会における政府委員の答弁で、「条約の規定に基づいて留保を行う場合、それからその留保を後日撤回する場合、このいずれにつきましても政府の考え方は、これは国会の御承認をいただきましたければ条約の枠内での行為というものでございまして、これは行政府の外交関係の処理と

いうものの一環として行政府限りでできるというふうに考えておりますので、このようなものにつきましては、当初の留保を付す場合も、それから後日これを撤回する場合におきましても、これは国会の御承認をいただかず行政府限りでできるというふうに考えております。」と述べているが、この政府見解に変更はないか示されたい。

（別紙）
衆議院議員五十嵐えり君提出二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問に対する答弁書
一から三までについて
お尋ねの「留保条項」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国としては、御指摘の「国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約」（以下「本条約」という。）の交渉の初期段階から一貫して、児童の性的虐待及び性的搾取を視覚的に描写する媒体の製造及び頒布は、描写された児童の心身に有害な影響を与える重大な人権侵害に当たるとし、児童の人権の擁護の観点から、これらを本条約上の犯罪とすることを支持するとともに、性的にあからさまな行為を行う、外見上児童に見える者や実在しない児童を描写する写実的な画像の製造等を本条約上の犯罪とすることについては、実在する児童が直接的な被害を受けていないことや表現の自由の重要性を踏まえ、慎重に検討する必要があるという立場を表明しており、こうした立場も受け、当該交渉の結果、御指摘の「第三項」を含む「本条約第十四条」が採択されたものである。

六 本条約第十四条にある「child sexual abuse or child sexual exploitation material」は日本語に訳すと何になると認識しているか。政府の見解を示されたい。

また、お尋ねの「公式、非公式の記録」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「経過」に関する「記録」については、例えば、我が国の本条約に関する交渉会合における発言内容等は、本条約に関するアドホック委員会のウェブページ上で公表されているとおりである。

内閣衆質二一七第一五二号
令和七年四月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員五十嵐えり君提出二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

さらに、お尋ねの「本条約第十四条第三項」については、令和六年八月八日（現地時間）に国際連合本部で開催された本条約に関するアドホック委員会再開最終会合において、その削除を求める動議がイラン及びコンゴ民主共和国から提出され、投票に付されたところ、当該動議に、イラン等五十一箇国が賛同したのに対し、我が国を含む九十四箇国が反対し、十箇国が棄権し、当該動議は否決された。当該動議を提出したイランは、同会合における交渉妥結後の発言において、実在しない児童の性的搾取を描写した媒体は、児童に対する犯罪行為を常態化させ、現実に児童の性的搾取を助長するものであるので、実在のものと実在しないものとを人為的に区別する必要があることなどを理由として、お尋ねの「本条約第十四条第三項」は同条及び本条約の趣旨に著しく反する旨を述べたものと承知している。

本条約の経緯について、これ以上の詳細を明らかにすることは、関係国との関係もあり差し控えたい。

御指摘の政府の見解に変更はない。

五及び七について

本条約については、現在、政府として、御指摘の「児童ポルノ禁止法」との対応関係を含め、本条約の内容を精査し、その締結の是非について検討しているところであり、お尋ねの「国会承認」の要否及び「同一のものと捉えられるか」否かについて、現時点で予断をもってお答えす

ることは差し控えたい。

六について

我が国政府において、一般に、日本語を正文としない条約その他の国際約束の日本語訳については、交渉等を経て当該条約その他の国際約束の正文が確定した後に、当該正文における個々の文言の意味を正確に反映するように、我が国が既に締結している条約その他の国際約束や国内法令における用語との整合性等を勘案しつつ、慎重に検討した上で確定するものであるところ、五及び七について述べたとおり、本条約については、その内容を精査している段階であり、現時点で、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

一、去る四月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山井和則君提出マイナンバーカードの更新手続の存在が保険診療の円滑な受診を阻害する可能性等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出特定生殖補助医療に関する法律案に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿部知子君提出こども家庭科学研究の「精子又は卵子の第三者提供による生殖補助医療の適正な実施に向けた研究」に関する質問に対する答弁書

令和七年四月十七日提出
質問 第一五三号

マイナンバーカードの更新手続の存在が保険診療の円滑な受診を阻害する可能性等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

マイナンバーカードの更新手続の存在が保険診療の円滑な受診を阻害する可能性等に関する質問主意書

令和六年十二月二日より、現行の健康保険証の新規発行が停止され、特に後期高齢者医療被保険者証は、一般的には令和七年七月三十一日に失効します。一方、政府は、七十五歳以上の人などについては、同月末までの暫定的な運用として、現行の健康保険証が失効する人に対して、資格確認書は無償で申請によらず交付することとしていました。しかし、本年四月三日に開催された厚生労働省社会保障審議会医療保険部会にて、後期高齢者について、令和八年夏までの一年間、いわゆるマイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を交付する暫定運用を継続することについて示され、同日に厚生労働省保険局高齢者医療課から各都道府県に向けて発出された事務連絡により、その対応が周知されました。

そこで、以下のとおり質問します。

一 マイナンバーカードの五年ごとの更新のための手続ができなかった人が、急に病院等で受診することになったり、意識がもうろうとする状況下で救急車で搬送されたりという状況では、マイナ保険証を利用することができないのではないかと考えます。そのような状況でも、煩雑

な手続や対応をせずに保険診療を受けることはできますか。

二 現行の保険証が有効であれば、親族や付添いの人が本人の保険証を提示することで保険診療を受けることができました。マイナ保険証と現行の保険証を併存させることで、円滑な医療のデジタル化ができると考えますが、政府の見解を示して下さい。

三 高齢者など、自力で移動できない人、必要な手続を理解できない人は、どのようにマイナンバーカードの更新手続をすればよいのですか。また、介護保険サービスを利用して、マイナンバーカードの更新手続をすることはできますか。

右質問する。

内閣衆質二一七第一五三号
令和七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 林 芳正

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員山井和則君提出マイナンバーカードの更新手続の存在が保険診療の円滑な受診を阻害する可能性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出マイナンバーカードの更新手続の存在が保険診療の円滑な受診を阻害する可能性等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のように「マイナンバーカードの五年

「ごとの更新のための手続ができなかった」場合に関しては、令和七年三月二十四日の参議院総務委員会において、政府参考人が「電子証明書の有効期限を過ぎた場合でも直ちに保険診療が受けられなくなるという事態が生じないよう、有効期限を過ぎてから三か月間はお手元のマイナンバーカードで資格確認を可能とし、さらに、その期間内に更新手続が行われない方々には、マイナ保険証が使えなくなる前に、申請によらず資格確認書を発行するといった対応を行っているところであり、御指摘のような「状況」においても、円滑に「保険診療を受けること」ができるものと考えている。

二について

御指摘の「マイナ保険証と現行の保険証を併存させることで、円滑な医療のデジタル化ができる」との趣旨が明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにしても、「マイナ保険証」は、本人の健康や医療に関するデータに基づいたより適切な医療を受けることが可能となるなど、様々なメリットがあるため、その利用を促進していきたいと考えており、また、「マイナ保険証」を有していてもオンライン資格確認を受けることができない状況にある被保険者又は被扶養者に対しては、申請により資格確認書を交付するとともに、個人番号カードを取得していない者及び「マイナ保険証」を保有していない者に対しては、本人の申請によらず医療保険者の職権により資格確認書を交付することとし、「マイナ保

険証」以外の資格確認方法も可能とすること、全ての方が保険医療機関又は保険薬局から安心して医療を受けることができる体制の整備に取り組んでいることから、御指摘のように「マイナ保険証と現行の保険証を併存させること」は考えていない。

三の前提について

お尋ねについて、御指摘の「更新手続」も含め、個人番号カードに係る申請及び交付手続に関しては、例えば、「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアルの改訂について」(令和五年十二月十二日付け総行マ第一四五号総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)において、「二マイナンバーカードを申請する意思の丁寧な確認について」の中で「マイナンバーカードは、本人の意思により申請していただくものですが、申請者の中には障がい等により、意思表示が困難な方もおられます。そういった方には、介助者や市区町村職員により必要な説明をしつつ、申請者本人の意思を丁寧に確認しながら、個別に申請や交付を支援いただくようお願いいたします」等と、また、同通知の別添「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」において、「第五、市区町村職員による出張申請受付について」の「二、個人宅等に対する出張申請受付」の中で「病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の来庁が困難と認められるときは、代理人が来庁してカードの交付が受けられます」等とし、都道府県及び指定都市並びに関係団体を通じて、周知しているところである。

三の後段について

お尋ねについては、例えば、令和七年四月三日の衆議院本会議において、福岡厚生労働大臣が「身体介護等が必要な高齢者であって、役所に向いて必要な手続を行わなければ日常生活に支障が生じる場合などにおいては、保険者の適切な判断やケアプランの変更の上、ホームヘルパーの付添いなどを介護保険サービスとして利用することが可能となっています」と答弁しているところである。

令和七年四月十七日提出
質問 第一五 四号

再エネ賦課金に関する質問主意書

提出者 島田 洋一

再エネ賦課金に関する質問主意書

電気料金に上乗せする形で、全ての電気利用者から再生可能エネルギー発電促進賦課金(以下、再エネ賦課金)が徴収されている。経済産業省は、二〇二五年度は一キロワット時当たり三・九八円とする旨を発表した。再エネ賦課金名目の国民負担額は、年間三兆円を超える規模となっている。

固定価格買取制度により、電力会社は一定期間、太陽光や風力などで発電された電気を割高な価格で買い取ることを義務付けられている。その原資は電気利用者が電気料金に上乗せして徴収される再エネ賦課金であり、電力会社を通じて再エネ発電事業者に支払われる。再エネ賦課金は、全電気利用者からの、再エネ発電事業者に対する強制的贈与に他ならないと考える。そこで以下、質問する。

一 二〇二二年度から二〇二四年度までの各年度において、電力会社が再エネ発電事業者から電力を買い取るに当たって要した費用の総額及び、前記各年度における再エネ賦課金の総額について、政府の把握するところを明らかにされたい。

二 再エネ賦課金は事実上の税金であり、特定事業者に利益供与する仕組みとなっている。そのため二〇二三年、秋本真利衆議院議員(当時)が、日本風力開発株式会社から賄賂を受け取ったとして受託収賄罪等で起訴されたように、政界との癒着を生み、汚職事件の温床となる。再エネ賦課金は廃止し、再エネ業界も、他の業界同様、自助努力によって利益を生む構造に改める必要があると考えるが、石破茂総理の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一七第一五四号

令和七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国務大臣

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員島田洋一君提出再エネ賦課金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員島田洋一君提出再エネ賦課金に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十四年度から令和六年度までの各年度における①再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)に定める特定契約又は一時調達契約によ

り電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達に要した費用の総額及び②同法に定める納付金単価の設定に当たって見込んだ小売電気事業者等（小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。）から徴収する納付金の総額を公示すると、それぞれ次のとおりである。なお、令和六年度における①の額については現在集計中である。 平成二十四年度 ①約〇・二兆円 ②約〇・一兆円 平成二十五年度 ①約〇・六兆円 ②約〇・三兆円 平成二十六年年度 ①約一・〇兆円 ②約〇・七兆円 平成二十七年年度 ①約一・五兆円 ②約一・三兆円 平成二十八年年度 ①約二・〇兆円 ②約一・八兆円 平成二十九年度 ①約二・四兆円 ②約二・一兆円 平成三十年年度 ①約二・八兆円 ②約二・四兆円 令和元年度 ①約三・一兆円 ②約二・四兆円 令和二年度 ①約三・五兆円 ②約二・四兆円 令和三年度 ①約三・七兆円 ②約二・七兆円 令和四年度 ①約三・九兆円 ②約二・七兆円 令和五年度 ①約四・一兆円 ②約一・一兆円 令和六年度 ②約二・七兆円	二について お尋ねの「再エネ業界も、他の業界同様、自助努力によって利益を生む構造に改める必要がある」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、お尋ねの「再エネ賦課金」の「廃止」については、令和六年十二月九日の衆議院本会議において、石破内閣総理大臣が「再エネ賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法に基づいて再エネ電気の買取りなどを行うため、電気の利用者の皆様に御負担をいただいているものでございます。カーボンニュートラルを実現する観点から、国民負担を抑制しつつ再エネの最大限の導入を図るとの政府の基本方針の下で、引き続き、制度を着実に運用いたしてまいります。」と答弁しているとおりであります。	令和七年四月十八日提出 質問 第一五五号 特定生殖補助医療に関する法律案に関する質問主意書 提出者 阿部 知子 特定生殖補助医療に関する法律案に関する質問主意書	であれば、国の審議会を経ること等により立法の基礎となる議論や過程を見ることが一定程度可能である。また、議員立法である臓器の移植に関する法律（平成二十一年法律第八十三号）の成立過程においては、内閣総理大臣の諮問機関として臨時脳死及び臓器移植調査会が設けられたほか、市民サイドの調査会においても活発な議論が行われたと承知している。 法案は、超党派の議員連盟によって議論がなされてきた。しかし、一番の当事者である、第三者の精子提供によって生まれた人たちのヒアリングはされていない。法案に対しては、子どもが出自を知る権利を保障していないという意見のほか、第三者の精子提供によって生まれた子を育てている親たちからも様々な不安や疑問の声が強くあがっており、立法の過程、内容が国民に示されているとは言えないと考える。 また、法案は超党派議連に所属する各会派が一致して提出したものではなく、生命倫理の観点から広く国民の合意を得ることが必要であると考えらる。 以下、質問する。 一 法案は、第五十一条で、特定生殖補助医療を受けた夫婦、それによって生まれた子、精子・卵子の提供者に関する情報について、内閣総理大臣に保存を義務付け、第五十七条で、その事務を国立研究開発法人国立成育医療研究センターに行わせるとしている。 1 法案は、国立成育医療研究センターが、その事務を受託することを前提にしている。同センターを所管する厚生労働省は、法案第五	十七条が記されるに当たり、同センターへ働きかけをしたのか。働きかけをしたのであれば、それはどんな内容か。 2 国立成育医療研究センターでは、法案第五十七条に関して、どのような議論が行われ、どのようなプロセスで新たな業務が加えられることを認めたのかについて、同センターを所管する厚生労働省は、これらを掌握しているか。掌握していればその内容をそれぞれ明らかにされたい。 3 国立成育医療研究センターは独立した法人である。法案第五十七条は、その業務の計画、内容に影響を及ぼすと考えるが、法人のガバナンスの問題として、同センターを所管する厚生労働省は、このことをどう考えているか明らかにされたい。 4 法案は、医療的な観点のみならず、子どもの成長とアイデンティティの形成、家族の形成など影響を及ぼすことが想定される分野は多岐にわたり、カウンセリング、告知支援等の機能も当然期待されると考える。事前に委託先を法案に明記するのではなく、法案が審議、議決された後に、複数の候補の中から委託先を選定すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。 二 法案第二条第一項は、「特定生殖補助医療」を定義し、第三条で医師が同医療を行うことができる範囲を法律婚の夫婦に限っている。さらに、事実婚のカップル、女性の同性カップル、単身女性に同医療を行った医師らに対して、国が中止命令（第四十六条第二項）を出すことがで
--	--	--	--	---

き、それに違反した者は、刑罰(拘禁刑若しくは罰金)が科せられる(第七十三条第三号)。これにより、事実婚のカップル、女性の同性カップル、単身女性に対する同医療は制限されることになる。

一方、医師法第十九条第一項は、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではない」としており、疾病ではない美容整形の場合においても、同じ解釈がなされている。

1 日本において、社会的立場の違いや性的指向によつて患者の範囲が法律で制限される医療はあるか。

2 女性の同性カップルが同医療を受けられないことは、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)第三条にある「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別」に当たるとではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一五五号
令和七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 林 芳正
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員阿部知子君提出特定生殖補助医療に関する法律案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和七年五月八日 衆議院会議録第二十四号

議長長の報告

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出特定生殖補助医療に関する法律案に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「働きかけ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、こども家庭庁組織令(令和五年政令第百二十五号)第十六条第四号等の規定により「妊産婦その他母性の保健の向上に関すること」等の事務を所掌することも家庭庁並びに厚生労働省組織令(平成十二年政令第百五十二号)第二十六条第六号等及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第二十七条の規定により国立研究開発法人国立成育医療研究センター(以下「センター」という。)の「組織及び運営」一般に関すること等の事務を所掌する厚生労働省(以下「こども家庭庁及び厚生労働省」という。)においては、センターに対して、御指摘の「法案」の関係資料について、必要に応じ、適宜適切に情報提供を行つてきたところである。

一の2について

御指摘の「新たな業務が加えられることを認めた」の意味するところが必ずしも明らかではないが、こども家庭庁及び厚生労働省においては、センターにおいて、一の1について述べた情報提供を受けて、御指摘の「法案」のうちセンターに委任される「事務」に関する議論が行われたものと承知している。

一の3について

お尋ねは、議員立法の内容に関する事項である

り、政府としてお答えすることは差し控えたが、その上で、御指摘の「法人のガバナンスの問題」の意味するところが必ずしも明らかではないが、こども家庭庁及び厚生労働省において、引き続き必要な情報提供を行いながら、適切な助言等を行つてまいりたい。

一の4について

お尋ねは、議員立法の内容に関する事項であり、政府としてお答えすることは差し控えた。

二の1について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、現行の法律において、御指摘のように「医師が」「医療を行うことができる範囲を法律婚の夫婦に限っている」ようなものはないものと承知している。

二の2について

お尋ねは、議員立法の内容に関する事項であり、また、現時点で国会において審議されていないものと承知しており、政府としてお答えすることは差し控えた。

令和七年四月十八日提出
質問 第一五五号

こども家庭科学研究の「精子又は卵子の第三者提供による生殖補助医療の適正な実施に向けた研究」に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

こども家庭科学研究の「精子又は卵子の第三者提供による生殖補助医療の適正な実施に向けた研究」に関する質問主意書
こども家庭庁は、こども家庭科学研究として、

「精子又は卵子の第三者提供による生殖補助医療の適正な実施に向けた研究」(以下「本研究」)に対し、補助金を支給している。

こども家庭庁に、本研究の目的を照会したところ、「第三者提供による生殖補助医療を適正に実施するための検討にあたり、必要な科学的知見等を整理すること」と回答があつた。

以下、質問する。

一 二〇二五年度におけるこども家庭科学研究費の募集要項の概要、応募数をそれぞれ明らかにされたい。

二 本研究は、いつ、どこで採択することを決定したのか、その理由と併せてそれぞれ明らかにされたい。

三 本研究に係る予算は千五百万円と承知しているが、その算定根拠を明らかにされたい。

四 本研究の検討項目など詳細を示すとともに、それらがいつ、どこで決定されたのかをそれぞれ明らかにした上で、本研究が特定生殖補助医療の適正な実施に及ぼす影響について、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一五六号
令和七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 林 芳正
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員阿部知子君提出こども家庭科学研究の「精子又は卵子の第三者提供による生殖補助医療の適正な実施に向けた研究」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出こども家庭科学研究の「精子又は卵子の第三者提供による生殖補助医療の適正な実施に向けた研究」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「募集要項の概要」については、「令和七年度こども家庭科学研究費補助金公募要項（一次）」（令和六年十二月二十五日こども家庭庁成育局母子保健課作成）の「こども家庭科学研究費補助金の目的及び性格」において、「こども家庭科学研究の振興を促し、もって、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性に関する保健医療、福祉、生活衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的とし、独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題に関する研究について競争的な研究環境の形成を行い、こども家庭科学研究の振興を一層推進する観点から、毎年度こども家庭庁ホームページ等を通じて、研究課題の募集を行っています」等としておりであり、お尋ねの「応募数」は、二十一件である。なお、当該公募要項に基づき行われる研究は、こども家庭科学研究費補助金等取扱規程（令和五年こども家庭庁告示第十号。以下「取扱規程」という。）第二条第一項第一号に掲げる「一般公募型」に係るものとして実施されているものであるところ、御指摘の「本研究については、同項第二号に掲げる、「研究課題を実施する者を指定する」「指定型」に係るものとして実施されているものである。

二及び三について

一について述べた「指定型」に係る研究については、取扱規程第七条第二項において、「公募によらない研究課題を実施しようとする者は、・・・研究計画書を、こども家庭庁長官に、・・・提出しなければならない」ととし、また、当該研究に係る補助金の交付の対象となる経費（以下「研究経費」という。）は、こども家庭科学研究費補助金等取扱細則（令和五年四月三日こ成母第七号こども家庭庁成育局母子保健課長決定）別表第一等において「物品費・設備備・品費及び消耗品費」、「人件費・謝金（人件費及び謝金）」、「旅費」及び「その他」の「直接経費」等と定めているところ、こども家庭科学研究費補助金等事務処理要領（令和五年四月三日こ成母第十五号こども家庭庁成育局母子保健課長決定）において、研究経費を「記載」した「研究計画書を作成し、・・・提出することとしている。また、「研究計画書」（以下「本計画書」という。）に関しては、こども家庭庁の科学研究開発評価に関する指針（令和五年六月二日こども家庭庁成育局母子保健課決定）において、「こども家庭庁が評価を行う」ために設置する「評価委員会」（以下「委員会」という。）において、「専門的・学術的観点、行政的観点、効率的・効果的な運営の確保の観点等からの評価等から評価」を行った上で、同庁が当該研究に係る「課題の採否結果を個々の研究者に通知」することとし、また、取扱規程第九条第一項において、「こども家庭庁長官は、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性に関する保健医療、福祉、生活衛生等に関する必要性を勘案し、補

助金の交付予定者、研究課題及び交付基準額を決定し、補助金の交付予定者に対して、あらかじめ通知することとしている。

その上で、御指摘の「本研究」については、一について述べたとおり、「指定型」に係る研究として実施されているものであるところ、当該研究は、令和七年一月二十四日に「研究代表者」から年間千五百万円を研究経費とする本計画書が提出され、委員会の「評価」を経て、同庁において当該研究に係る課題の採択を決定し、当該研究代表者に対して、同年三月十九日にその旨を通知するとともに、同年四月一日に当該研究に係る補助金の交付基準額を千五百万円とする旨を通知しているところである。

四について

お尋ねの「検討項目」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「本研究」については、本計画書の「研究目的」の「流れ図」の中で、「提供者の条件、被提供者の条件」、「凍結保存の条件、凍結保存精子・卵子の輸送の方法」、「ドナーとレシビエントへのカウンセリング内容と方法」及び「テリングの相談支援」の検討をおこなう」とされているところであり、当該目的に、「第三者の精子又は卵子を用いた生殖補助医療（以下、特定生殖補助医療）」については、個人の生命倫理、家族観等に関わる難しい問題であり、令和二年に制定された生殖補助医療法の附則において、特定生殖補助医療の規制や情報の保存・管理等の在り方について検討し、法制上の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとされ・・・特定生殖補助医療を適正に実施するための検討にあたり、必要な

科学的知見等を整理することを目的として研究に取り組む」と記載されており、当該研究は、当該目的に沿って、こども家庭庁において令和七年度における一について述べた「指定型」に係る研究として実施することを決定したものである。

また、お尋ねの「本研究が・・・及ぼす影響」については、その意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いづれにせよ、当該研究は、当該目的に記載のとおり、「特定生殖補助医療の適正な実施を確保するために」、取り組まれるものと承知している。

（答弁通知書受領）

一、去る四月三十日、内閣から、衆議院議員島田洋一君提出太陽光発電設備の安全性に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があるため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四月三十日、内閣から、衆議院議員緒方林太郎君提出米政策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があるため、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四月三十日、内閣から、衆議院議員井坂信彦君提出がん検診の新技术に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があるため、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四月三十日、内閣から、衆議院議員井坂信彦君提出山林火災の消火活動に海水を利用することに關する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四月三十日、内閣から、衆議院議員井坂信彦君提出子どもの自殺防止に關する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四月三十日、内閣から、衆議院議員上村英明君提出難民認定申請者の保護に關する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四月三十日、内閣から、衆議院議員五十嵐えり君提出ビール製造免許及び発泡酒製造免許を有する小規模事業者の実態に係る国税庁の保有する情報の開示に關する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四月三十日、内閣から、衆議院議員八幡愛君提出日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に關する質問に対して、質問事項について検討する必要があ

令和七年五月八日 衆議院會議録第二十四号

議長報告 民事裁判情報の活用に関する法律案及び同報告書

り、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四月三十日、内閣から、衆議院議員八幡愛君提出統合型リゾート（IR）開設に伴う性風俗産業及び感染症対策等に關する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四月三十日、内閣から、衆議院議員矢崎堅太郎君提出NHKに關する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

民事裁判情報の活用に関する法律案

右
国会に提出する。

令和七年三月七日

内閣総理大臣 石破 茂

民事裁判情報の活用に関する法律
(目的)

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い民事裁判情報に対する需要が多様化していることに鑑み、民事裁判情報の活用促進に關し、国の責務、法務大臣による基本方針の策定、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等

を行う法人の指定等について定めることにより、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用のための基盤の整備を図り、もって創造的かつ活力ある社会の発展に資することを目的とする。
(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 民事裁判情報 民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された次に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項に係る情報をいう。

イ 電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいい、同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この号において単に「ファイル」という。）に記録されたものに限る。）
ロ 民事訴訟法第二百五十四条第二項の電子調書（同法第六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）

ハ 電子決定書（民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録をいい、同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）であつて、

法令の解釈適用について参考となる裁判に係るものとして法務省令で定めるもの

二 保有民事裁判情報 第五条第二項に規定する指定法人が第七条第一項の規定により最高裁判所から提供を受けた電磁的記録に記録されている民事裁判情報であつて、当該指定法人が保有しているものをいう。

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人（当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。）の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号（個人情報保護に關する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。）の全部又は一部を削除する措置（当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報を含む。

四 民事裁判関連情報 民事裁判情報に關連する情報であつて、当該民事裁判情報に係る裁判について上訴があつた旨その他の民事裁判情報の活用促進に資するものとして法務省令で定めるものをいう。

2 法務大臣は、前項第一号ハ又は第四号の法務省令を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。 (国の責務) 第三条 政府は、この法律の目的を達成するため、民事裁判情報の活用のための施策を策定し、及び実施するとともに、最高裁判所その他の関係者と協力して、当該施策の適切な実施に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	2 最高裁判所は、民事裁判情報の活用を促進を図るため、民事裁判情報を記録した電磁的記録の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。 (基本方針) 第四条 法務大臣は、民事裁判情報の活用を促進に関する基本的な方針(以下この条及び第八条第一項において「基本方針」という。)を定めなければならない。 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 民事裁判情報の活用を促進の意義に関する事項 二 民事裁判情報の活用を促進のための施策に関する基本的な事項 三 保有民事裁判情報の管理及び提供に関する基本的な事項 四 前三号に掲げるもののほか、民事裁判情報の活用を促進に関する重要事項 法務大臣は、基本方針を定めるときは、あ	2 法務大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。 (指定等) 第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限つて、次条第一項各号に掲げる業務(以下「民事裁判情報管理提供業務」という。)を行う者として指定することができる。 一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。 二 役員又は職員の構成が民事裁判情報管理提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。 三 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行つていない場合は、その業務を行うことによつて民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないものであること。 四 第十八条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。 五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	三 保有民事裁判情報、第二条第一項第三号に規定する措置によつて保有民事裁判情報から削除した情報(第二十条において「削除情報」という。)、第十三条第一項の規定により行つた加工の方法に関する情報、仮名加工民事裁判情報及び次条第二項に規定する収集整理した民事裁判関連情報(以下「保有民事裁判情報等」という。)を管理すること。 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務のほか、仮名加工民事裁判情報及び次条第二項に規定する収集整理した民事裁判関連情報(第十二条において「仮名加工民事裁判情報等」という。)を利用して司法制度の充実に資する調査及び研究の業務を行うことができる。 (情報提供の求め等) 第七条 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、最高裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録(民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。)に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができる。 2 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、民事裁判関連情報を収集整理し、及び仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対して、当該収集整理した民事裁判関連情報を提供するよう努めるものとする。
3 法務大臣は、前項第一号ハ又は第四号の法務省令を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。 (国の責務) 第三条 政府は、この法律の目的を達成するため、民事裁判情報の活用のための施策を策定し、及び実施するとともに、最高裁判所その他の関係者と協力して、当該施策の適切な実施に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	2 最高裁判所は、民事裁判情報の活用を促進を図るため、民事裁判情報を記録した電磁的記録の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。 (基本方針) 第四条 法務大臣は、民事裁判情報の活用を促進に関する基本的な方針(以下この条及び第八条第一項において「基本方針」という。)を定めなければならない。 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 民事裁判情報の活用を促進の意義に関する事項 二 民事裁判情報の活用を促進のための施策に関する基本的な事項 三 保有民事裁判情報の管理及び提供に関する基本的な事項 四 前三号に掲げるもののほか、民事裁判情報の活用を促進に関する重要事項 法務大臣は、基本方針を定めるときは、あ	2 法務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示するものとする。 3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を法務大臣に届け出なければならない。 4 法務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。 5 指定法人は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならない。 (業務) 第六条 指定法人は、この法律及び第八条第一項に規定する業務規程の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。 一 広く一般の需要に応ずるに足りる仮名加工民事裁判情報に係るデータベースを整備するため、保有民事裁判情報を整理し、及び加工して仮名加工民事裁判情報を作成すること。 二 仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対し、仮名加工民事裁判情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。)により提供すること。	三 保有民事裁判情報、第二条第一項第三号に規定する措置によつて保有民事裁判情報から削除した情報(第二十条において「削除情報」という。)、第十三条第一項の規定により行つた加工の方法に関する情報、仮名加工民事裁判情報及び次条第二項に規定する収集整理した民事裁判関連情報(以下「保有民事裁判情報等」という。)を管理すること。 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務のほか、仮名加工民事裁判情報及び次条第二項に規定する収集整理した民事裁判関連情報(第十二条において「仮名加工民事裁判情報等」という。)を利用して司法制度の充実に資する調査及び研究の業務を行うことができる。 (情報提供の求め等) 第七条 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、最高裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録(民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。)に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができる。 2 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、民事裁判関連情報を収集整理し、及び仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対して、当該収集整理した民事裁判関連情報を提供するよう努めるものとする。

（業務規程）

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二 仮名加工民事裁判情報の提供を内容とする契約（第十条及び第十二条において「情報提供契約」という。）の締結に関する事項

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四 料金に関する事項

五 苦情の処理に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第九条 指定法人は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第五条第一項の規定による指定を受けた日の

属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、法務大臣に提出しなければならない。（契約の締結及び解除）

第十条 指定法人は、情報提供契約の申込者がその申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならない。

2 指定法人は、情報提供契約を締結した者の契約上の義務違反により契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならない。（業務の休廃止）

第十一条 指定法人は、法務大臣の許可を受けなければ、民事裁判情報管理提供業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 法務大臣が前項の規定により民事裁判情報管理提供業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 法務大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止）

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であつた者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用

に供する目的以外に使用してはならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び情報提供契約を締結した者に対して民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

（仮名加工民事裁判情報の作成等）

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

2 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工民事裁判情報の作成に用いられた保有民事裁判情報に係る特定の個人を識別するために、当該仮名加工民事裁判情報を他の情報と照合してはならない。（委託）

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理

提供業務に従事する者又はこれらの者であつた者について準用する。

（帳簿の備付け等）

第十五条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、帳簿（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十七条第一項及び第二十一条第一項第二号において同じ。）を備え付け、民事裁判情報管理提供業務に関する事項で法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。

（監督命令）

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。（報告及び検査）

第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定の取消し等)

第十八条 法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民事裁判情報管理提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 この法律の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

三 第五条第一項第五号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

四 第八条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで民事裁判情報管理提供業務を行ったとき。

2 法務大臣は、前項の規定による処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定の取消しが行われた場合において、当該指定の取消しに係る法人は、法務省令で定めるところにより、その管理に係る保有民事裁判情報等を法務大臣が第五条第一項の規定により新たに指定する指定法人に速やかに引き継がなければならない。

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定による指定の取消しが行われた場合における民事裁判情報管理提供業務の引継ぎその他の必要な事項は、法務省令で定める。

(法務省令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、民事裁判情報管理提供業務に関し必要な事項は、法務

省令で定める。

(罰則)

第二十条 次に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有民事裁判情報(第二条第一項第三号に規定する措置によつて削除し、又は他の情報に置き換えることが予定されている情報に限る。)、削除情報又は第十三条第一項の規定により行つた加工の方法に関する情報(その情報を用いて削除情報を復元することができるものに限る。))を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であつた者

二 第十四条第一項若しくは第二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であつた者

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項の許可を受けないで民事裁判情報管理提供業務の全部を廃止したとき。

二 第十五条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十七条第一項の規定による報告をせず、

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若

しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条、第七条、第八条第三項、第九条第二項、第十条から第十八条まで、第二十条及び第二十一条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(民事裁判情報管理提供業務の準備行為)

第二条 指定法人は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前においても、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(調整規定)

第三条 この法律の施行の日が民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の

施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間は、第二条第一項第一号中「民事訴訟法」とあるのは、「民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)第二条の規定による改正後の民事訴訟法」とする。

(法務省設置法の一部改正)

第四条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十五号の二の次に次の一号を加える。

二十五の三 民事裁判情報の活用促進に関する法律(令和七年法律第 号)の規定

による民事裁判情報管理提供業務を行う法人の監督に関すること。

(検討)

第五条 政府は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

民事裁判情報の適正かつ効果的な活用を促進を図るため、国の責務及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定に関する制度を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民事裁判情報の活用に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用の促進を図るため、国の責務及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定に関する制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

デジタル社会の進展に伴い民事裁判情報に対する需要が多様化していることに鑑み、民事裁判情報(電子判決書等に記録されている事項に係る情報をいう。)の活用の促進に関し、国の責務、法務大臣による基本方針の策定、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定等について定めることにより、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用のための基盤の整備を図り、もって創造的かつ活力ある社会の発展に資することを目的とすること。

2 国の責務等

(一) 政府は、1の目的を達成するため、民事裁判情報の活用の促進のための施策を策定し、最高裁判所は、民事裁判情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(二) 法務大臣は、民事裁判情報の活用の促進の意義に関する事項等を定めた基本方針を

定めなければならないものとする。

3 民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う者の指定等

(一) 法務大臣は、広く一般の需要に応ずるに足りるデータベースを整備して民事裁判情報に仮名処理等を行った情報の作成、提供、管理等の業務を行う者として、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて一定の要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限って指定することができるものとする。

(二) (一)の指定を受けた法人は、(一)の業務を行うため、最高裁判所に対し、民事裁判情報を記録した電磁的記録の提供を求めることができるものとする。

(三) 所要の業務規律(業務規程及び事業計画に対する認可、(一)の情報の提供を内容とする契約の締結の拒絶及び解除の制限、業務の休廃止に対する許可、役員等の業務に関する情報の目的外使用の禁止、業務委託に対する承認等)及び監督規律を設けること。

4 その他所要の措置を定めること。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月(二)部の規定については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、民事裁判情報の適正かつ効果的な活

用の促進を図るため、国の責務及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定に関する制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和七年四月二十五日

法務委員長 西村智奈美

衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

民事裁判情報の活用に関する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 民事裁判情報管理提供業務を行う法人を指定する際には、民事裁判情報に含まれる個人情報について遺漏なく仮名処理を実施するとともに漏えい等を防止するために必要な安全管理措置を講じることができ技術的能力及び経理的基礎について、厳格かつ公平に審査すること。また、指定後においても、民事裁判情報は仮名処理後も個人を容易に特定し得る場合があり、広く社会に拡散しやすい性質を有することに鑑み、業務の委託先及び再委託先を含め、当事者や関係者のプライバシー保護の要請に十分に配

慮した措置に加え、適切な安全管理措置を講じるとともに、保有民事裁判情報の目的外使用を行わないよう、指定法人に対し必要かつ適切な監督を行うこと。

二 仮名加工民事裁判情報等の提供料金については、民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施のために必要な経費を勘案しつつ、利用者にとつて過度な負担とならないよう配慮すること。

三 先例的価値及び社会的関心の高い判例情報を幅広く国民に提供することが本法の施行後も引き続き重要であることに鑑み、現在行われている裁判所ウェブサイトにおける判例情報の提供について、今後とも更に適切な運用に努めること。

四 附則第五条に基づく五年経過後の検討を行うに当たっては、諸外国における判例情報の公開に関する法制の動向等も勘案し、民事裁判情報の確実かつ安定的な公開のために必要な体制の在り方について検討を行うこと。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月十一日

衆議院議長 額賀福志郎殿
参議院議長 関口 昌一

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

(労働安全衛生法の一部改正)

第一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十四条の六」を「第五十四条の七」に改める。

第三条第三項中「注文者等」を「注文者その他の」に、「工期」を「作業方法、工期、納期」に、「そこなう」を「損なう」に、「附さない」を「付さない」に改める。

第四十五条第二項中「ときは」の下に「当該事業者(事業者が法人である場合には、その代表者又は役員)で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又は」を、「労働者で」の下に「当該を加え、又はを若しくは」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「による自主検査」の下に「特定自主検査を除く。」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならない。
第五十三条第一項第五号中「及び」を「又は」に改める。

第五十四条の三第二項第一号及び第二号中「第五十四条の六第二項」を「第五十四条の七第二項」に改め、同項第三号中「第一号」を「前二号のいずれかに」改める。

第五十四条の四に次の一項を加える。
2 前項の場合において、検査業者は、第四十

五条第三項の基準に従って特定自主検査を行わなければならない。
第五十四条の六第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前条の規定による命令に違反したとき。

第五章第一節中第五十四条の六を第五十四条の七とし、第五十四条の五の次に次の一条を加える。

第五十四条の六 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が第五十四条の四の規定に違反していると認めるときは、その検査業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
第七十六条の次に次の一条を加える。

(技能講習修了証の不正交付等への対処)

第七十六条の二 何人も、前条第二項の規定により技能講習修了証を交付する場合を除くほか、技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面を交付してはならない。

2 都道府県労働局長は、技能講習の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、前項の規定に違反して技能講習修了証を不正に交付し、又はこれと紛らわしい書面を交付した者に対し、当該技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第七十七条第三項中「字句と」を「字句」に改め、同項の表第四十六条第二項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第四十六条第二項第二号 二年

二年(第七十七条第四項の規定により登録を受けることができない期間を指定した場合は、その期間)

第七十七条第三項の表第五十二条の二の項中「第七十七条第六項又は第七項」を「第七十七条第七項又は第八項」に改め、同表第五十三条第一項第二号の項中「第七十七条第六項若しくは第七項」を「第七十七条第七項若しくは第八項」に改め、同表第五十三条第一項第三号の項の次に次のように加える。

第五十三条第一項第五号

第五十二条又は第五十二条の二

第五十二条、第五十二条の二又は第七十六条の二第二項

第七十七条第七項中「前条第三項」を「第七十六条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

第四条中「労働者」の下に「及び労働者以外の者で労働者と同じの場所において仕事の作業に従事するもの」を加える。
第九条中「事業者、事業者の」を「事業を行う者、その」に改める。

4 都道府県労働局長は、前条第二項の規定による命令に従わない登録教習機関に対して、前項において準用する第五十三条第一項第五号の規定により登録を取り消したときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が第一項の規定による登録を受けることができない期間を指定することができる。

第一百八条中「第五十四条の六第二項」を「第五十四条の七第二項」に改める。
第二条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

目次中「第百条」を「第百条の二」に改める。
第二条第四号中「を把握を」を「作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を含む。」を把握」に改める。

第十五条の三第一項中「労働者及び」を「労働者である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)

及び」に、「の労働者が」を「に係る作業従事者が」に、「これらの労働者を」を「これらの作業従事者」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「労働者を」を「作業従事者に」改める。

第二十五条の二第一項中「労働者」を「作業従事者に」改める。

第二十六条及び第二十七条第一項中「労働者」の下に「及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者」を加える。

第二十九条第一項及び第二項中「の労働者」を「に係る作業従事者」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「その労働者」を「関係請負人に係る作業従事者」に改める。

第二十九条の二中「の労働者」を「に係る作業従事者」に改める。

第三十条第一項中「その労働者」の下に「である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)」を加え、「の労働者の」を「に係る作業従事者の」に改め、同条第二項中「行なわれる」を「行われる」に、「の労働者」を「に係る作業従事者(労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。)」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「すべての労働者」を「全ての作業従事者」に、「第一項の」を「同項の」に改める。

第三十条の二第二項中「その労働者」の下に「である作業従事者(当該労働者である作業従事

者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)」を加え、「の労働者の」を「に係る作業従事者の」に改め、同条第四項中「すべての労働者」を「全ての作業従事者に」改める。

第三十条の三第一項及び第四項中「すべての労働者」を「全ての作業従事者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(作業場所管理事業者の講ずべき措置)

第三十条の四 仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの(以下この項並びに第三十二条第四項及び第八項において「作業場所管理事業者」という。)は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)及びその請負人(当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。)に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに關する措置その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全ての作業従事者に關して、第三十条第一

項又は第三十条の二第一項に規定する措置が講じられることとなるときは、適用しない。

第三十一条第一項中「すべて」を「全て」に、「第三十一条の四において同じ。」の「労働者」を「に係る作業従事者(労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。)」に改め、「当該労働者の」を削る。

第三十一条の三第一項中「の労働者が」を「又は個人事業者(事業を行う者で、労働者を使用しないものをいう。以下同じ。)」に係る作業従事者(労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。が)に、「すべて」を「全て」に改める。

第三十一条の四中「その請負人」の下に「(仕事为数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。)」を加え、「の労働者を労働させた」を「に係る作業従事者が作業を行った」に改める。

第三十二条第七項中「第五項」を「第六項」に、「労働者」を「作業従事者」に改め、「の元方事業者等」の下に、「第三十条の四第一項の作業場所管理事業者」を加え、「第三十一条第一項、」を「第三十条の四第一項、第三十一条第一項、」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三十一条第一項」を「第三十条の四第一項、第三十一条第一項」に、「労働者」を「作業従事者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「労働者を「作業従事者」に改め、「事業者である」を削り、

同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第三十条の四第一項の場合において、作業場所管理事業者の請負人で、当該場所において仕事を自ら行うものは、同項の規定により講ぜられる措置に應じて、必要な措置を講じなければならない。

第三十三条第一項中「他の事業者」を「事業を行う者」に、「事業者の」を「事業を行う者の」に改める。

第三十四条中「他の事業者」を「事業を行う者に、」を受けた事業者」を「受けた者」に改め、同条ただし書中「事業者」の下に「若しくは個人事業者」を、「とき」の下に「、又は二以上の個人事業者のみに貸与するとき」を加える。

第三十六条中「第三十一条第一項」を「第三十条の四第一項、第三十一条第一項」に、「第五項」を「第六項」に、「第三十二条第六項」を「第三十二条第七項」に改める。

第三十七条に次の一項を加える。

3 第一項の許可の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、別表第一に掲げる機械等に係る特定機械等ごとに厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録設計審査等機関」という。)が行つた当該申請に係る特定機械等の設計が前項の基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査(以下「設計審査」という。)の結果を記載した書類を添付して行わなければならない。ただし、第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審

查の業務を行うときは、この限りでない。

第三十八条第一項中「特定機械等を製造し」を「特定機械等別表第一第一号、第二号、第四号及び第八号に掲げる機械等に係るものに限る。以下この項及び次項並びに次条第一項において同じ。」を製造しに、「当該特定機械等が、特別

特定機械等(特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録製造時等検査機関」という。)」を「登録設計審査等機関」に改め、同項ただし書中「次項の」を「同項の」に改め、同条第二項中「当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第三十九条第一項中「都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第四十二条に次の二項を加える。

2 事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。

3 事業者(厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。)又は個人事業者(これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員)である作業従事者(以下「作業従事役員等」という。)は、自ら第一項の機械等を使用して、労働者と同じの場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等につ

いては、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。

第四十三条の二中「第四十二条の機械等」を「第四十二条第一項の機械等」に改め、同条第二号中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改め、「第四号」の下に「及び別表第四十四号」を加える。

第四十四条第一項及び第四十四条の二第一項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

第四十五条第二項を次のように改める。

2 個人事業者は、当該個人事業者に係る作業従事役員等が労働者と同じの場所において仕事の作業を行う場合には、前項の機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行い、及びその結果を記録しておくなければならない。

第四十五条第五項中「事業者」を「事業を行う者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の機械等で政令で定めるものについて行う前二項の自主検査であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「特定自主検査」という。)は、次の各号に掲げる特定自主検査を行う者の区分に応じ、当該各号に定める方法によつて行わなければならない。

一 事業者 当該事業者(当該事業者が法人である場合には、その代表者又は役員)である作業従事者で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使

用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて機械等について特定自主検査を行う者(以下「検査業者」という。)に実施させる方法

二 個人事業者 当該個人事業者に係る作業従事役員等で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又は検査業者に実施させる方法

用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて機械等について特定自主検査を行う者(以下「検査業者」という。)に実施させる方法

二 個人事業者 当該個人事業者に係る作業従事役員等で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又は検査業者に実施させる方法

第四十六条の見出し中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第一項中「第三十八条第一項の規定による」を「第三十七条第三項の」に改め、「ところにより」の下に「次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて」を加え、「区分ごとに、製造時等検査」を「地域の区分ごとに、設計審査又は製造時等検査(以下「設計審査等」という。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げる機械等に係る特定機械等 設計審査及び製造時等検査

イ 別表第一第一号又は第二号に掲げる機械等

ロ 別表第一第四号に掲げる機械等

ハ 別表第一第八号に掲げる機械等

二 次に掲げる機械等に係る特定機械等 設計審査

イ 別表第一第三号又は第五号に掲げる機械等

ロ 別表第一第六号又は第七号に掲げる機械等

械等

第四十六条第三項第四号中「特別特定機械等」を「特定機械等」に改め、同号イ中「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「検査員であつて」を「製造時等検査を行う者にあつては、検査員であつて」に、「者が」を「ものが」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「製造時等検査」を「製造時等検査を行う者にあつては、製造時等検査」に改め、「という。」の下に「の数」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号中「別表第五」を「製造時等検査を行う者にあつては、別表第五の上欄に掲げる機械等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 設計審査を実施する者(別表第四の二第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「審査員」という。)の数が同表第二号に掲げる数以上であること。

二 審査員であつて別表第四の三に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有するものが審査員を指揮するとともに設計審査の業務を管理するものであること。

第四十六条第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に改める。

第四十七条の見出し中「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第一項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「製造時

等検査を」を「設計審査等を」に改め、同条第二項中「登録製造時等検査機関は」を「登録設計審査等機関は、設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ」に、「検査員」を「検査員」に改め、同条第三項中「登録製造時等検査機関は、公正に、かつ」を「登録設計審査等機関は」に改め、「特別特定機械等の」を削り、「ものに適合する方法により製造時等検査を」部分及び厚生労働大臣が定める方法に従つて、かつ、公正に設計審査等」に改め、同条第四項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第四十七条の二中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「を変更しようとする」を「を変更した」に、「変更しようとする日の二週間前まで」を「変更の日から二週間以内」に改める。

第四十八条第一項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に改め、同条第二項中「製造時等検査」を「設計審査等」に改める。

第四十九条中「登録製造時等検査機関は、製造時等検査」を「登録設計審査等機関は、設計審査等」に改める。

第五十条第一項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第二項中「製造時等検査を」を「設計審査等を」に、「登録製造時等検査機関の業務時間」を「登録設計審査等機関の業務時間」に改め、同項ただし書中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第三項中「製造時等検査を」を「設計審査等を」に改め、同項ただし書中「登録設計審査等機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

計審査等を」に、「登録製造時等検査機関が製造時等検査」を「登録設計審査等機関が設計審査等」に、「登録製造時等検査機関の業務時間」を「登録設計審査等機関の業務時間」に改め、同項ただし書及び同条第四項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第五十一条の見出し中「検査員」を「審査員又は検査員」に改め、同条中「登録製造時等検査機関は、」を「登録設計審査等機関は、審査員又は」に改める。

第五十二条中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に、「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に、「登録製造時等検査機関に」を「登録設計審査等機関に」に改める。

第五十二条の二中「登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関）を「登録設計審査等機関（外国登録設計審査等機関）に、「登録製造時等検査機関に」を「登録設計審査等機関に」に、「製造時等検査を」を「設計審査等を」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に改める。

第五十二条の三中「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に改める。

第五十三条第一項中「登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関）を「登録設計審査等機関（外国登録設計審査等機関）に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に改め、同条第二項中「外国登録製造時等検査機関が次の」を「外国登録設計審査等機関が次の」に改め、同項第

三号中「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に、「製造時等検査の」を「設計審査等の」に改め、同項第四号及び第五号並びに同条第三項中「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に改める。

第五十三条の二の見出し中「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第一項中「製造時等検査の」を「設計審査等の」に、「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同条第二項中「製造時等検査」を「設計審査等」に改める。

第五十三条の三中「第四十六条及び」を「第四十六条（第一項各号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）を除く。及び」に改め、「おいての下に」第四十七条（見出しを含む。）から第五十条まで及び前条（見出しを含む。）の規定中「設計審査等」とあるのは「性能検査」と、第五十二条から第五十三条までの規定中「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録性能検査機関」と読み替えるほか」を加え、「字句と」を「字句に」に改め、同条の表を次のように改める。

第四十六条第一項	第三十七条第三項	次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて、厚生労働省令で定める地域の区分	第四十一条第二項
		設計審査又は製造時等検査（以下「設計審査等」という。）	第四十一条第二項の性能検査（以下「性能検査」という。）
第四十六条第三項第三号	製造時等検査を行う者にあつては、別表第五	別表第八	
	製造時等検査を行うもの	性能検査を行うもの	
第四十六条第三項第四号	製造時等検査を行う者にあつては、製造時等検査	別表第九の上欄に掲げる機械等に応じ、性能検査	
	別表第六第一号	同表の中欄	
	同表第二号	同表の下欄	
第四十六条第三項第五号	製造時等検査を行う者にあつては、検査員	検査員	
	別表第七	別表第十	

第四十六條第三項第六号	製造時等検査の	性能検査の
	又は輸入する者	若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者
	設計審査等	性能検査
	登録設計審査等機関登録簿	登録性能検査機関登録簿
	設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、製造時等検査を行うときは	性能検査を行うときは、
	製造時等検査	性能検査
	あらかじめ	休止又は廃止の日の三十日前までに
	審査員又は検査員	検査員
	設計審査等の	性能検査の
	設計審査等を	性能検査を
第五十二條の二	設計審査等の	性能検査の
	設計審査等を	性能検査を
第五十三條第一項及び第二項第三号	設計審査等の	性能検査の
	設計審査等を	性能検査を
前条(見出しを含む。)	都道府県労働局長	労働基準監督署長
	都道府県労働局長	労働基準監督署長
第五十四條中「第四十六條及び」を「第四十六條(第一項(各号に係る部分に限る。))及び第三項(第一号及び第二号に係る部分に限る。))を除く。及び」に改め、「において」の下に「、第四十七條(見出しを含む。))から第五十條まで及び第五十三條の二(見出しを含む。))の規定中「設計審査等」とあるのは「個別検定」と、第五十二條から第五十三條までの規定中「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録個別検定機関」と読み替えるほかを「字句と」を「字句に」に改め、同条の表を次のように改める。		
第四十六條第一項	第三十七條第三項	第四十四條第一項
	次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて、厚生労働省令で定める地域の区分	厚生労働省令で定める区分

第四十六條第三項第五号	製造時等検査を行う者にあつては、検査員	検定員
	別表第七	別表第十三
第四十六條第三項第六号	製造時等検査の	個別検定の
	特定機械等	第四十四條第一項の政令で定める機械等
第四十六條第四項	設計審査等	個別検定
	登録設計審査等機関登録簿	登録個別検定機関登録簿
第四十七條第二項	設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、製造時等検査を行うときは検査員	個別検定を行うときは、検定員
	設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、製造時等検査を行うときは検査員	個別検定を行うときは、検定員
第四十七條第三項	第三十七條第二項の基準のうち構造に係る部分	第四十四條第三項の基準
	製造時等検査	個別検定
第四十七條第四項	検査方法	検定方法
	製造時等検査	個別検定

第五十一条(見出しを含む。)	審査員又は検査員		検定員
	設計審査等の		個別検定の
	設計審査等を		個別検定を
	設計審査等の		個別検定の
	設計審査等の		個別検定の
第五十二条の二	設計審査等の		個別検定の
第五十三条第一項及び第二項第三号	設計審査等の		個別検定の
第五十三条の二(見出しを含む。)	都道府県労働局長		厚生労働大臣又は都道府県労働局長

第五十四条の二中「第四十六条及び」を「第四十六条第一項(各号に係る部分に限る。)及び第三項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)を除く。 」及び「において」の下に、「第四十七条(見出しを含む。)から第五十条まで及び第五十三条の二(見出しを含む。)の規定中「設計審査等」とあるのは「型式検定」と、第五十二条から第五十三条までの規定中「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録型式検定機関」と読み替えるほか」を加え、「字句と」を「字句に」に改め、同条の表を次のように改める。

第四十六条第一項	第三十七条第三項	第四十四条の二第一項
次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて、厚生労働省令で定める地域の区分	厚生労働省令で定める区分	
設計審査又は製造時等検査(以下「設計審査等」という。)	型式検定	
製造時等検査を行う者にあつては、別表第五	別表第十四	
製造時等検査を行うもの	型式検定を行うもの	
製造時等検査を行う者にあつては、製造時等検査	型式検定	

第四十六条第三項第五号	別表第六第一号	別表第十五第一号
製造時等検査を行う者にあつては、検査員	検査員	検定員
別表第七	別表第十六	
検査員を	検定員を	
製造時等検査の	型式検定の	
特定機械等	第四十四条の二第一項の政令で定める機械等	
設計審査等	型式検定	
登録設計審査等機関登録簿	登録型式検定機関登録簿	
設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、製造時等検査を行うときは検査員	型式検定を行うときは、検定員	
第四十七条第三項	第三十七条第二項の基準のうち構造に係る部分	第四十四条の二第三項の基準
製造時等検査	型式検定	
検査方法	検定方法	
審査員又は検査員	検定員	
設計審査等の	型式検定の	
設計審査等を	型式検定を	
設計審査等の	型式検定の	
設計審査等の	型式検定の	
第五十三条第一項及び第二項第三号	設計審査等の	型式検定の
第五十三条の二(見出しを含む。)	都道府県労働局長	厚生労働大臣

第五十四条の三第二項第一号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。 第五十四条の四第二項中「第四十五条第三項」を「第四十五条第四項」に改める。 第五十七条の二第二項中「提供する者」の下に「次項、第三項及び第九項並びに第百条第一項において「通知対象物譲渡者等」という。」を加え、同条第二項中「通知対象物を譲渡し、又は提供する者を「通知対象物譲渡者等」に、「通知するよう努めなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「前二項の」を「第一項及び第二項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次の四項を加える。	4 前項の規定に基づき代替化学名等の通知を行つた者(次項及び第百三条第四項において「代替化学名等通知者」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の厚生労働省令で定める事項を記録しなければならぬ。 5 代替化学名等通知者は、通知対象物による健康障害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、医師による診断、治療その他の厚生労働省令で定める行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知対象物の成分の情報を当該医師に開示しなければならない。	6 第三項の規定により通知対象物の成分について代替化学名等通知された者は、当該通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、当該通知対象物の成分について代替化学名等を通知された旨を当該通知対象物を譲渡し、又は提供する相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等通知することをもつて第一項又は第二項の規定による通知に代えることができる。この項の規定により代替化学名等通知された者についても、同様とする。 8 厚生労働大臣は、第三項及び第六項の代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。	9 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、通知対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行うことができる。 第五十九条に次の一項を加える。 4 作業従事役員等は、労働者と同じの場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。 第六十条の二第二項中「前二条」の下に「(第五十九条第四項を除く。)」を加え、「者に」を「労働者に」に改め、同条第三項中「事業者」を「事業者を行う者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の一項を加える。	2 作業従事役員等は、労働者と同じの場所において危険又は有害な業務に就くときは、第五十九条第四項に定めるもののほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならない。 第六十二条の次に次の一条を加える。 (高年齢者の労働災害防止のための措置) 第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。	3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体にに対し、必要な指導、援助等を行うことができる。 第六十五条の四を第六十五条の五とし、第六十五条の三を第六十五条の四とし、第六十五条の二の次に次の一条を加える。 (健康障害の防止のための措置等に当たつて行う作業環境測定) 第六十五条の三 事業者は、第六十五条第一項に規定するもののほか、第二十二条の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。 2 事業者は、第六十五条第一項及び前項に規定するもののほか、前条第一項の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。 3 事業者は、第五十七条の三第一項の規定による調査を行うに当たり、必要に応じて、作業環境測定を行うものとする。 4 前三項の規定による作業環境測定は、第六十五条第二項に規定する作業環境測定基準に従つて行わなければならない。 第七十七条第三項中「。以下この項において同じ」を削り、「場合において」の下に「これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県労働局長」と読み替えるほか」を加え、同項の表を次のように改める。	3 通知対象物譲渡者等は、通知対象物に関する第一項第二号の成分(労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度を勘案して厚生労働省令で定める化学物質である成分に限る。)の情報が、秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であつて、公然と知られていないものである場合には、その旨を当該通知対象物を譲渡し、又は提供する相手方にあらかじめ明示した上で、当該成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項(以下「代替化学名等」という。)を定め、これを通知することをもつて前二項の規定による通知に代えることができる。	8 厚生労働大臣は、第三項及び第六項の代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。	2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。	3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体にに対し、必要な指導、援助等を行うことができる。 第六十五条の四を第六十五条の五とし、第六十五条の三を第六十五条の四とし、第六十五条の二の次に次の一条を加える。 (健康障害の防止のための措置等に当たつて行う作業環境測定) 第六十五条の三 事業者は、第六十五条第一項に規定するもののほか、第二十二条の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。 2 事業者は、第六十五条第一項及び前項に規定するもののほか、前条第一項の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。 3 事業者は、第五十七条の三第一項の規定による調査を行うに当たり、必要に応じて、作業環境測定を行うものとする。 4 前三項の規定による作業環境測定は、第六十五条第二項に規定する作業環境測定基準に従つて行わなければならない。 第七十七条第三項中「。以下この項において同じ」を削り、「場合において」の下に「これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県労働局長」と読み替えるほか」を加え、同項の表を次のように改める。
---	---	--	--	--	--	--	--	---	--

第四十六条第二項各号列記以外の部分	登録	第七十七条第一項の登録(以下この条、第五十三条第一項及び第五十三条の二第一項において「登録」という。)
第四十六条第二項第二号	二年	二年(第七十七条第四項の規定により登録を受けることができない期間を指定した場合は、その期間)
第四十六条第四項	登録設計審査等機関登録簿	登録教習機関登録簿
第四十八条、第四十九条及び第五十条第二項	設計審査等	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
第五十条第一項及び第四項	事業報告書	事業報告書(登録教習機関が国又は地方公共団体である場合にあつては、事業報告書)
第五十二条	(外国にある事務所において設計審査等の業務を行う登録設計審査等機関(以下「外国登録設計審査等機関」という。)を除く。)	が第七十七条第二項各号
第五十二条の二	(外国登録設計審査等機関を除く。)	が第七十七条第七項又は第八項
	設計審査等を	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習を
	設計審査等の	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習の
第五十三条第一項各号列記以外の部分	(外国登録設計審査等機関を除く。)	が次の各号

第五十三条第一項第二号	設計審査等の	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習の
第五十三条第一項第三号	第五十条第二項各号又は第三項各号	第五十条第二項各号
第五十三条第一項第五号	第五十二条又は第五十二条の二	第五十二条、第五十二条の二又は第七十六条の二第二項
第五十三条の二の見出し	設計審査等	第十四条又は第六十一条第一項の技能講習
第五十三条の二第一項	による設計審査等	による第十四条又は第六十一条第一項の技能講習
	に対し設計審査等	に対し第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習
	により設計審査等	により第十四条又は第六十一条第一項の技能講習
	当該設計審査等	当該第十四条又は第六十一条第一項の技能講習
第五十三条の二第二項	設計審査等	第十四条又は第六十一条第一項の技能講習

第七十七条第六項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に改める。

第九十六条第三項中、「登録製造時等検査機関」を、「登録設計審査等機関」に、「(外国登録製造時等検査機関)」を「(外国登録設計審査等機関)」に、「(外国登録製造時等検査機関等)」を「(外国登録設計審査等機関等)」に改める。

第九十七条の見出し中「労働者の」を削り、同条第一項中「労働者」を「作業従事者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 注文者、機械等貸与者その他第一項の作業

従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、同項の申告をしたことを理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第九十八条第二項中「労働者」を「作業従事者」に改め、「請負人又は」の下に「機械等若しくは」を加える。

第九十九条第一項中「事業者」を「事業を行う者」に改め、同条第二項中「労働者」を「作業従事者」に改める。

第百条第一項中「建築物貸与者」の下に「、通知対象物譲渡者等」を加え、同条第二項中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改め、第十章に次の一条を加える。

(災害状況の調査)

第百条の二 厚生労働大臣は、労働災害の防止に資する施策を推進するため、業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況に係る情報その他の必要な事項について調査を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の調査のために必要ときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 前項の厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長に委任することができる。

4 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところ

により、労働基準監督署長に委任することができる。

第百一条第四項中「により通知された事項」の下に「(同条第三項又は第六項の規定により成分の通知に代えて代替化学名等が通知された場合における当該代替化学名等を含む。)」を加える。

第百三条第一項中「規定の下に」(第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。を加え、同条第二項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 代替化学名等通知者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条の二第四項又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類を、保存しなければならない。

第百十二条第一項第四号中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同項第四号の二中「第三十八条第一項」を「第三十七条第三項」に改め、同項第五号中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第百十二条の二第一項中「官報で告示しなければ」を「公示しなければ」に改め、同項第一号中「第三十八条第一項」を「第三十七条第三項」に改め、同項第四号及び第六号中「製造時等検査」を「設計審査等」に改める。

第百十五条の三第一項中「製造時等検査、」を「設計審査等、」に、「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第百十六条及び第百十七条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第百十八条中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改める。

第百十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第五十九条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第六十五条の四」を「第六十五条の三第一項、第六十五条の五」に改め、「第九十七条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「者」を「とき」に改め、同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第五十七条の二第二項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第百二十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第三十二条第一項から第六項まで」を「第三十条の四第一項、第三十二条第一項から第七項まで」に、「第四十五条第一項若しくは第二項」を「第四十五条第一項から第三項まで」に、「第五十七条の

四第一項」を「第五十七条の二第四項、第五十七条の四第一項」に改め、「第百三条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第二号から第六号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第百二十一条中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改め、同条第四号中「若しくは」を「又は」に改める。

第百二十三条第一号中「外国登録製造時等検査機関等」を「外国登録設計審査等機関等」に改める。

附則第四条を削る。

別表第一中「第三十七条」の下に「、第三十八条」を加える。

別表第四に次の一号を加える。

十四 前各号に掲げるもののほか、第四十二条第一項の機械等のうち安全装置又は保護具であつて、規格等を具備しなければ重大な労働災害を生ずるおそれがあり、かつ、個別検定によることが適当でないものとして政令で定めるもの

別表第四の次に次の二表を加える。

別表第四の二(第四十六条関係)

一 条件

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下「工学関係大学等卒業者」という。)で、次の表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、設計審査実習が一件以上であるものを修了したものであること。

設計審査を行うおとす機械等	研修を行う機械等	要件
別表第一第一号又は第二号に掲げる機械等	別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	(1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。
別表第一第三号又は第五号に掲げる機械等	別表第一第三号及び第五号に掲げる機械等	イ 特定機械等の構造
別表第一第四号に掲げる機械等	別表第一第四号に掲げる機械等	ロ 材料及び試験方法
別表第一第六号又は第七号に掲げる機械等	別表第一第六号及び第七号に掲げる機械等	ハ 工作及び試験方法
別表第一第八号に掲げる機械等	別表第一第八号に掲げる機械等	ニ 附属装置及び附属品
		ホ 関係法令、強度計算方法及び検査基準
		(2) 登録設計審査等機関が行うものであること。

ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を修めて卒業した者(以下「工学関係高等学校等卒業者」という。)で、イの表の上欄に掲げる設計審査を行うおとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二百十時間以上であり、かつ、設計審査実習が三件以上であるものを修了したものであること。

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二 数

年間の設計審査の件数を五十で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)

別表第四の三(第四十六条関係)

一 工学関係大学等卒業者で、設計審査を行うおとする特定機械等に係る別表第四の二第一号イの表の上欄に掲げる設計審査を行うおとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該特定機械等に係る設計審査の業務に十年以上従事した経験を有するものであること。

二 工学関係高等学校等卒業者で、設計審査を行うおとする特定機械等に係る別表第四の二第一号イの表の上欄に掲げる設計審査を行うおとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該特定機械等に係る設計審査の業務に十五年以上従事した経験を有するものであること。

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第五及び別表第六を次のように改める。

別表第五(第四十六条関係)	
機 械 等	機械器具その他の設備
別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、外観検査用機器、ひずみ測定器及び放射線検査用機器
別表第一第四号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、水準器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第八号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器及び鋼索用磁気探傷器

別表第六(第四十六条関係)

一 条件

イ 工学関係大学等卒業者で、次の表の上欄に掲げる製造時等検査を行うおとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。

製造時等検査を行うおとする機械等	研修を行う機械等	要件
別表第一第一号又は第二号に掲げる機械等	別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	(1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。
別表第一第四号に掲げる機械等	別表第一第四号に掲げる機械等	イ 特定機械等の構造
別表第一第八号に掲げる機械等	別表第一第八号に掲げる機械等	ロ 材料及び試験方法
		ハ 工作及び試験方法
		ニ 附属装置及び附属品
		ホ 関係法令、強度計算方法及び検査基準
		(2) 登録設計審査等機関が行うものであること。

ロ 工学関係高等学校等卒業者で、イの表の上欄に掲げる製造時等検査を行うおとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二百十時間以上であり、かつ、検査実習が十五件以上であるものを修了したものであること。

二 数

年間の製造時等検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)

別表第七第一号中「十年以上特別特定機械等」を「製造時等検査を行うおとする特定機械等に係る別表第六第一号の表の上欄に掲げる製造時等検査を行うおとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等」に、「又は特別特定機械等」を「又は当該特定機械等」に改め、「業務に」の下に「十年以上」を加え、同表第二号中「十年以上特別特定機械等」を「製造時等検査を行うおとする特定機械等に係る別表第六第一号の表の上欄に掲げる製造時等検査を行うおとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等」に、「又は特別特定機械等」を「又は当該特定機械等」に改め、「業務に」の下に「十年以上」を加え、同表第二号中「十年以上特別特定機械等」を「製造時等検査を行うおとする特定機械等に係る別表第六第一号の表の上欄に掲げる製造時等検査を行うおとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等」に改める。

別表第八別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等の項中「ファイバースコープ」を「外観検査用機器」に改める。

別表第十一別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等の項中「ファイバースコープ」を「外観検査用機器」に、「フィルム観察器及び写真濃度計」を「及び放射線検査用機器」に改める。

別表第十四に次のように加える。

別表第四第十四号に掲げる機械等
型式検定に必要な機械的試験、電気的試験又は寸法検査その他の試験を行うために必要な機械器具その他の設備として政令で定めるもの

別表第十八中第三十一号から第三十三号までを削り、第三十四号を第三十一号とし、第三十五号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 車両系機械運転技能講習

別表第十八中第三十六号を第三十四号とし、第三十七号を第三十五号とし、同表に備考として次のように加える。

備考 「車両系機械運転技能講習」とは、車両系建設機械その他の政令で定める車両系機械の運転に係る技術を取得させるための講習(第二十九号から第三十二号までに規定する講習を除く。)をいう。

別表第十九車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習の項から車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習の項までを削り、高所作業車運転技能講習の項の次に次のように加える。

車両系機械運転技能講習
車両系機械及び当該車両系機械を運転することができる施設

別表第二十中第十八号及び第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、第二十一号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 車両系機械運転技能講習

講 習 科 目	条 件
学科講習 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上自動車の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系機械の設計、製作、検査又は整備の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
運転に必要な一般的事項に関する知識	一 大学等において車両系機械を用いる業務に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて、専門職大学前期課程を修了した者を含む)であること。 二 高等学校等において車両系機械を用いる業務に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系機械の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
関係法令	一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
実技講習 走行の操作 作業のための装置の操作及び合図	一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上車両系機械の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上車両系機械の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 車両系機械運転技能講習を修了した者で、その後五年以上当該車両系機械の運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第二十中第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とする。

(作業環境測定法の一部改正)

第三条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「適正な作業環境」の下に「及び労働者の作業の安全かつ衛生的な遂行」を加える。

第二条第七号を同条第八号とし、同条第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「定める作業場」を「定めるもの及び同法第六十五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるもの」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 個人ばく露測定 作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいう。

第三条第一項中「第六十五条第一項」の下に「又は第六十五条の三第一項から第三項まで」を加える。

第四条中「第六十五条第一項」の下に「又は第六十五条の三第一項から第三項まで」を加え、「同条第二項」を「同法第六十五条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 作業環境測定士は、個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務であつて厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定める者に補助させることができる。

第五条中「修了した者」の下に「であつて厚生労働省令で定める労働衛生に関する実務に従事した経験を有するもの、」を加え、「者で、」を「者であつて」に改める。

第九条第二項中「を提出する場合」を削り、

令和七年五月八日 衆議院会議録第二十四号

「及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十六条の合格証及び講習修了証(第五条に規定する厚生労働省令で定める者に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面)を提示しなければ」を「その他の厚生労働省令で定める書類を添付しなければ」に改める。

第十五条第一号中「で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの」を削り、同条第二号中「で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの」を削る。

第二十二條第一項及び第三項、第二十九條第二項、第三十條第二項並びに第三十一條第二項中「ときは」の下に、「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「官報で」を削る。

第三十二條第三項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に、「製造時等検査」を「設計審査等」に改め、同条第五項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に改める。

第三十四條第一項中「第四十七條第一項中「製造時等検査」を「第四十七條第一項中「設計審査等」に改め、「同条第二項中」の下に「設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、」を加え、同条第二項中「及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十六条の合格証及び講習修了証(第五条に規定する厚生労働省令で定める者に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面)を提示を」その他の厚生労働省令で定める書類」に、「書面を添付」を「書面」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働安全衛生法第三条第三項及び第五十三條第一項第五号の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定並びに附則第九条及び第十二條の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。第四十五条第三項の改正規定(第二項)の下に「及び第三項」を加える部分に限る。並びに同条第四項及び第五項の改正規定 令和八年一月一日

三 第二条中労働安全衛生法第二条第四号の改正規定、同法第六十五条の四を同法第六十五条の五とし、同法第六十五条の三を同法第六十五条の四とし、同法第六十五条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第一百九條第一号の改正規定(第六十五条の四を「第六十五条の三第一項、第六十五条の五」に改める部分に限る。及び第三条の規定(作業環境測定法第二十二條、第二十九條から第三十二條まで及び第三十四條第一項の改正規定を除く。並びに附則第十一条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第八十四号(一)の改正規定及び附則第十三条中労働者派遣法第四十五条第三項の改正規定 前号に掲げる改正規定を除く。、同条第六項の改正規定及び労働者派遣法第四十七條第一項の改正規定 令和八年十月一日

四 第二条中労働安全衛生法の目次の改正規定及び同法第十章に一条を加える改正規定及び附則第十四条中労働者派遣法第四十五条の改正規定(同条第十五項中「第百条から第百二条まで」を「第百条、第百一条、第百二条」に改

める部分に限る。 令和九年一月一日

五 第二条中労働安全衛生法第三十條の三の次に一条を加える改正規定、同法第三十二條の改正規定(同条第四項中「労働者」を「作業従事者」に改め、「事業者である」を削る部分、同条第六項中「労働者」を「作業従事者」に改める部分及び同条第七項中「労働者」を「作業従事者」に改める部分を除く。、同法第三十六條及び第四十二條の改正規定、同法第四十三條の二の改正規定(同条第二号中「第四号」の下に「及び別表第四十四号」を加える部分を除く。、同法第四十四條第一項、第四十四條の二第一項、第四十五條、第五十四條の三第二項第一号、第五十四條の四第二項、第五十九條及び第六十條の二の改正規定、同法第一百九條第一号の改正規定(第五十九條第三項)の下に「若しくは第四項」を加える部分に限る。並びに同法第二百十條第一号の改正規定(第三十二條第一項から第六項まで)を「第三十條の四第一項、第三十二條第一項から第七項まで」に改める部分及び「第四十五條第一項若しくは第二項」を「第四十五條第一項から第三項まで」に改める部分に限る。及び附則第十四條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。 令和九年四月一日

六 第二条中労働安全衛生法附則第四条を削る改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二条中労働安全衛生法第五十七條の二第二項の改正規定(通知するよう努めなければ)を「通知しなければ」に改める部分に限る。及び同法第一百九條第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に一号を加える改正規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案及び同報告書

(登録設計審査等機関の登録に関する準備行為)

第二条 第二条の規定による改正後の労働安全衛生法(以下「新労働安全衛生法」という。)第三十七條第三項の登録を受けようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新労働安全衛生法第四十六條第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新労働安全衛生法第四十六條第二項から第四項まで及び第百十二條の二第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の例により、その登録及び公示をすることができる。この場合において、当該登録及び公示は、施行日以後は、それぞれ新労働安全衛生法第三十七條第三項の登録及び新労働安全衛生法第百十二條の二第一項の規定による公示とみなす。

(登録設計審査等機関の業務規程に関する準備行為)

第三条 前条第二項の規定により登録を受けた者は、施行日前においても、新労働安全衛生法第四十八條の規定の例により業務規程の届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、施行日以後は、同条の規定による届出とみなす。

(指針に関する準備行為)

第四条 厚生労働大臣は、施行日前においても、新労働安全衛生法第五十七條の二第八項の規定の例により、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を、又は新労働安全衛生法第六十二條の二第二項の規定の例により、事業者が講ずべき措置に関してその適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を、それぞれ定め、公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された指針

は、施行日においてそれぞれ新労働安全衛生法第五十七條の二第八項又は第六十二條の二第二項の規定により定められ、公表されたものとみなす。

(製造時等検査及び検査証に関する経過措置)

第五条 施行日前にされた第二条の規定による改正前の労働安全衛生法(以下「旧労働安全衛生法」という。)第三十八條第一項の規定による製造時等検査の申請であつて、この法律の施行の際、合格又は不合格の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧労働安全衛生法第三十九條第一項の規定により交付された検査証(前項の規定によりなお従前の例によることとされた製造時等検査の申請に係るもの及び次条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧労働安全衛生法第三十九條第一項の規定により交付されたものを含む。)は、新労働安全衛生法第三十九條第一項の規定により交付されたものとみなす。

(登録製造時等検査機関に関する経過措置)

第六条 施行日において現に旧労働安全衛生法第三十八條第一項の登録を受けている登録製造時等検査機関は、労働安全衛生法第四十六條の二第一項の規定による期間が経過するまでの間は、当該登録に係る製造時等検査を行うことができる。この場合において、旧労働安全衛生法第三十八條第一項及び第二項、第三十九條第一項、第四十六條第三項及び第四項並びに第四十七條から第五十三條の二までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有する。

2 施行日前にされた旧労働安全衛生法第五十三條第一項又は第二項の規定による登録の取消し(前項の規定によりなお効力を有することとさ

れる旧労働安全衛生法第五十三條第一項又は第二項の規定による登録の取消しを含む。)は、労働安全衛生法第四十六條第二項の適用については、それぞれ新労働安全衛生法第五十三條第一項又は第二項の規定による登録の取消しとみなす。

(技能講習及び技能講習修了証に関する経過措置)

第七条 施行日において現に旧労働安全衛生法第七十六條第一項に規定する技能講習(旧労働安全衛生法別表第十八第三十一号から第三十三号までの区分に限る。)を受講しており、かつ、修了していない者に係る技能講習については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧労働安全衛生法第七十六條第二項の規定により交付された技能講習修了証(旧労働安全衛生法別表第十八第三十一号から第三十三号までの区分に係る技能講習に係るものに限る。)は、新労働安全衛生法第七十六條第二項の規定により交付されたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為並びに附則第五条第一項及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第八十三号中「ボイラー等に係る検査業者の登録又は高圧室内作業等に係る登録講習機関の登録若しくは機械等に係る登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関若しくは登録型式検定機関の」を「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定による」に改め、同号(一)中「(昭和四十七年法律第五十七号)」を削り、同号(三)中「第三十八條第一項(登録製造時等検査機関)を」第三十七條第三項(登録設計審査等機関)に改め、同表第八十四号(一)中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改める。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間に受ける附則第二条第二項の登録に係る前条の規定による改正前の登録免許税法の規定の適用については、同法別表第一第八十三号中「登録性能検査機関」とあるのは、「登録設計審査等機関、登録性能検査機関」と、同号(三)中「除く。」とあるのは「除く。」又は労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)附則第二条第二項(登録設計審査等機関の登録に関する準備行為)の登録」とする。

(労働者派遣法の一部改正)

第十三条 労働者派遣法の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第六十二條」の下に「第六十二條の二」を加え、同条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第六十五條の四」を「第六十五條の五」に改め、同条第四項中「同項」の下に「及び同条第三項」を加え、同条

第五項中「及び」を「並びに」に改め、「第四十五条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第六項中「第六十五条の四」を「第六十五条の五」に改め、同条第十五項中「事業者」とあるのは「事業者を「事業を行う者」とあるのは「事業を行う者」に、「を含む。以下この条において同じ。」「を含む。」に、「第四項まで、第三十三条第一項、第三十四条」を「第三項まで」に改め、「第九十九条第一項」を削り、「事業者を含む。」との下に、「同法第三十三条第一項、第三十四条及び第九十九条第一項中「事業を行う者」とあるのは「事業を行う者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第三十二条第四項中「請負人」とあるのは「請負人（派遣先の事業者を含む。）」とを加え、「労働者」とあるのは「労働者（派遣先の事業者を含む。）」と改め、「派遣中の労働者」という。を含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「第三十一条の四並びに第三十二条第四項、第六項及び第七項」を削り、「労働者を含む。」との下に「、同法第三十一条の四、第三十二条第四項、第六項及び第七項並びに第九十九条第二項中「作業従事者」とあるのは「作業従事者（派遣中の労働者を含む。）」とを、「第百三条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」の下に「第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。）」を加え、「又はこれに基づく命令の規定」を「又はこれに基づく命令の規定（第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。）」に改める。

第四十七条第一項中「労働安全衛生法第六十五条第一項」を「第三項まで」に改める。

第十四条 労働者派遣法の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第六十条の二」の下に「（第二項を除く。）」を加え、同条第三項中「第三

十条の三まで」を「第三十条の四まで」に、「並びに第三十条の三第一項及び第四項を」、「第三十条の三第一項及び第四項並びに第三十条の四第一項に」、「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「含む。」との下に、「同法第三十条の四第二項中「第三十条の二第一項に」とあるのは「第三十条の二第一項（これらの規定が労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」とを加え、同条第四項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項第一号」に、「及び同条第三項」を「及び同条第四項」に改め、同条第五項中「第四十五条第二項及び第三項」を「第四十五条第三項及び第四項」に改め、同条第十五項中「第百条から第百二条まで」を「第百条、第百一条、第百二条」に改め、「事業者（派遣先の事業者を含む。）」との下に、「同法第三十二条第四項中「作業場所管理事業者」とあるのは「作業場所管理事業者（派遣先の事業者を含む。）」とを加え、「第三十二条第四項中」を「第三十二条第五項中」に、「第三十二条第四項、第六項及び第七項」を「第三十二条第五項、第七項及び第八項」に改め、同条第十六項中「第四十五条第一項若しくは第二項」を「第四十五条第一項から第三項まで」に改める。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者を含めた労働災害の防止、職場のメンタルヘルス対策及び高齢労働者の労働災害の防止のための取組の強化、民間機関を活用した産業機械の検査体制の見直し、化学物質による健康障害防

止等のための仕組みの整備等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 事業を行う者で労働者を使用しないものを、個人事業者として労働安全衛生法に位置付けること。

2 作業場所管理事業者は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者及びその請負人に係る作業従事者が作業を行う場合、作業間の連絡調整等の措置を講じなければならぬものとする。

3 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けなければならないものとする。

4 厚生労働大臣は、業務に起因して作業従事者が負傷等した災害の発生状況に係る情報等の調査のため、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができるものとする。

5 労働者数五十人未満の事業場における労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施を当分の間努力義務とする特例を廃止し、義務とすること。

6 化学物質の譲渡等実施者による危険性及び有害性情報の通知義務違反に罰則を設けるとともに、化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認めること。

7 個人ばく露測定を作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定基準に従って実施しなければならないものとする。同時に、作業環境測定士及び作業環境測定機関による適切な実施の担保を図ること。

8 製造許可申請の審査のうち特定機械等の構造に係る基準の審査及び製造時等検査が必要な全ての特定機械等の製造時等検査について、民間の登録機関が行うものとする。

9 適正な業務実施のため、検査業者に対し、特定自主検査に係る検査基準の遵守義務を課すとともに、技能講習を実施する登録教習機関に対する不正防止措置を定め、欠格要件を強化すること。

10 事業者は、高齢労働者の労働災害を防止するため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。同時に、厚生労働大臣は、これらの措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

11 この法律は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者を含めた労働災害の防止、職場のメンタルヘルス対策及び高齢労働者の労働災害の防止のための取組の強化、民間機関を活用した産業機械の検査体制の見直し、化学物質による健康障害防止等のための仕組みの整備等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和七年五月七日

衆議院議長 額賀福志郎殿 厚生労働委員長 藤丸 敏

〔別紙〕

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。

二 労働安全衛生法の適用対象となる範囲を明確化するため、作業従事者に含まれる者の範囲を具体的に明らかにすること。また、法令違反に関する労働基準監督署長等への申告制度について、作業従事者が申告したことを理由とした不利益取扱いが禁止されていることの周知徹底を図るとともに、取引停止等の不利益な取扱いがなされた場合は罰則の適用も含め、厳正に対処すること。

三 新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。

四 労働災害防止の取組は現場の労使が一体となつて協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。

五 個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォームに対する安全衛生対策について、本法の施行状況を踏まえ、必要な検討を行うこと。

六 個人事業者等が改正法に基づき受講する講習費用等の安全衛生経費が適正に価格転嫁されるよう、ガイドラインの策定を含め、関係省庁と連携し対策を実施すること。

七 本法の内容及と密接に関わるILO第百五十五号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。

八 過重労働やハラスメントが原因の自殺を含む脳・心臓疾患及び精神障害による労災申請・認定件数が引き続き増加傾向にあることに対する強い危機意識を政労使で共有しつつ、残業時間や深夜・休日労働の一層の抑制による総実労働時間の短縮、勤務間インターバル制度の導入促進、ハラスメント対策の一層の強化に努めるとともに、直近の脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準の変更によつて労災保険の特別加入者及び労働災害被害者の認定・救済がより適切かつ迅速に行われているかを検証し、公表すること。

九 労働者数五十人未満の事業場におけるストレ

スチェックを適正に実施するため、ストレスチェック実施者等が秘密保持義務に違反している場合は、適切に対処すること。

十 ストレスチェックを希望しないことや受検結果及び医師による面接指導の申出を理由とする不利益取扱いが行われることのないよう、事業者に対して必要な監督・指導を行うこと。

十一 ストレスチェック制度の効果を高めるため、ストレスチェック項目の評価・検証を行うとともに、集団分析・職場環境改善の実施を計画的かつ着実に推進すること。また、集団分析・職場環境改善の在り方について、義務化の可否を含め、労使等の関係者の意見を聴きながら検討を進めること。

十二 ストレスチェックの実施義務対象の拡大に鑑み、中小零細企業を支援するため、産業保健活動総合支援事業に関する体制整備を行うとともに、産業医・産業保健スタッフの育成に努めること。また、個人事業者等においても自身のストレス状況を把握しメンタルヘルス対策を講ずることは重要であることから、個人事業者等が労働者と同水準のストレスチェックを実施することができるよう環境整備を図ること。

十三 労働者数五十人未満の事業場におけるストレスチェックについては、事業者が過度な経済的負担及び業務上の負担が生じることのないよう、十分な準備期間を確保し、事業場の状況に鑑み、導入時期を慎重に検討するとともに、ストレスチェックを的確に行うことができるように支援すること。また、地域産業保健センターへの相談事例の増加に対応するため、相談しやすい環境を整備し、メンタルヘルスに一定の知見のある医師確保を積極的に行うために必要な措置を講ずること。

十四 デジタル化の進展に伴い、デジタルを活用

したストレスチェックによつて適時適切に実施することができるようになる等、デジタルを活用した実効性を伴うストレスチェックの実施の在り方を示すこと。

十五 職場のメンタルヘルス対策を一層推進するため、これまでのメンタルヘルス対策の効果を検証するとともに、ストレスチェック以外の方法についても検討すること。

十六 職場のメンタルヘルス不調者の職場での早期把握のための研究等を行い、その取組の好事例等を各事業者に提供するよう努めること。

十七 高ストレス者の面接指導について、小規模事業場の特性を踏まえ、小規模事業場の高ストレス者が安心して面接指導の申出をすることが

できる環境を整備すること。また、事業者が、面接指導の結果に基づく労働者の健康を保持するために必要な措置に関する医師の意見を聴いて、必要な措置を講ずるよう、事業者に対して指導の徹底を図ること。

十八 産業医がその専門性を発揮し、独立的かつ中立的に活動できるような配慮を事業者に求めるとともに、事業者に対する産業医の勧告を尊重するよう指導すること。また、産業医の勧告を理由とした不利益取扱いの禁止を徹底するよう、事業者に対して指導の徹底を図ること。

十九 産業医の選任義務のある労働者数五十人以上の事業場で産業医が選任されていない事業場に対して、その選任を促すとともに、産業医の解任を行ったことを労働基準監督署が把握することができるよう仕組みの検証を行うこと。また、労働者と同じ場所において作業を行う直接雇用されていない労働者や請負人等も含めた事業場における作業環境に関してもその事業場の産業医が勧告できることについて、早期に周知すること。

二十 事業場において労働者と同一の場所において作業を行う作業従事者に対する安全衛生を事業場管理者が十分配慮し、そのために必要な対策をとるよう、周知・指導に努めること。 二十一 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。 二十二 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。 二十三 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、危険・有害性情報の伝達が必要となる化学物質が増加することから、ラベル表示や文書の交付について、化学物質に関する知識が必ずしも十分でない作業従事者にとって、よりわかりやすい記載を検討すること。 二十四 有資格者による個人ばく露測定の実施義務化について、労働者が化学物質にばく露する程度を最小限とするため、事業者に対し制度の周知徹底を図ること。また、事業者の取組状況を把握し、適宜、化学物質管理対策に反映すること。 二十五 登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。	
二十六 高齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。 二十七 身体機能の低下等の高齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。 二十八 身体機能の低下等の影響により労働災害の発生率が高い高齢労働者の増加に伴って、労働災害による死傷者数に占める高齢労働者の割合が増加している現状に鑑み、脳・心臓疾患の労災認定基準について高齢労働者の特性に配慮し、適切に運用すること。また、会社が事業主証明を拒否するなど事業主証明を得られない場合においても労災保険の請求ができることを高齢労働者に更に周知すること。 二十九 芸能従事者の健康確保を図るため、芸能従事者の業務の特性を踏まえたガイドラインの策定等必要な対策を行うこと。また、一定の要件を満たせば使用することができる児童の労働環境について、実態を把握し、必要に応じた労働災害防止対策を講ずること。 三十 重大な労働災害を発生させた企業については、特別安全衛生改善計画作成等の指示、勧告、企業名の公表などを確実に実施すること。また、個別事業場の法令違反に対して厳格に対応すること。 三十一 本法の円滑な施行を確保するため、労働基準監督官、安全・衛生専門官の大幅な増員と、労働安全衛生を担当する行政体制の整備拡	
充を図り、労働災害の防止に即応できる態勢を確立すること。 三十二 第十四次労働災害防止計画の政府目標の達成に向け、各種対策を講ずるとともに、各指標に対する政策評価に基づき追加対策を検討すること。特に、事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、熱中症予防に効果的な設備・機器の普及のための支援を図ること。	

